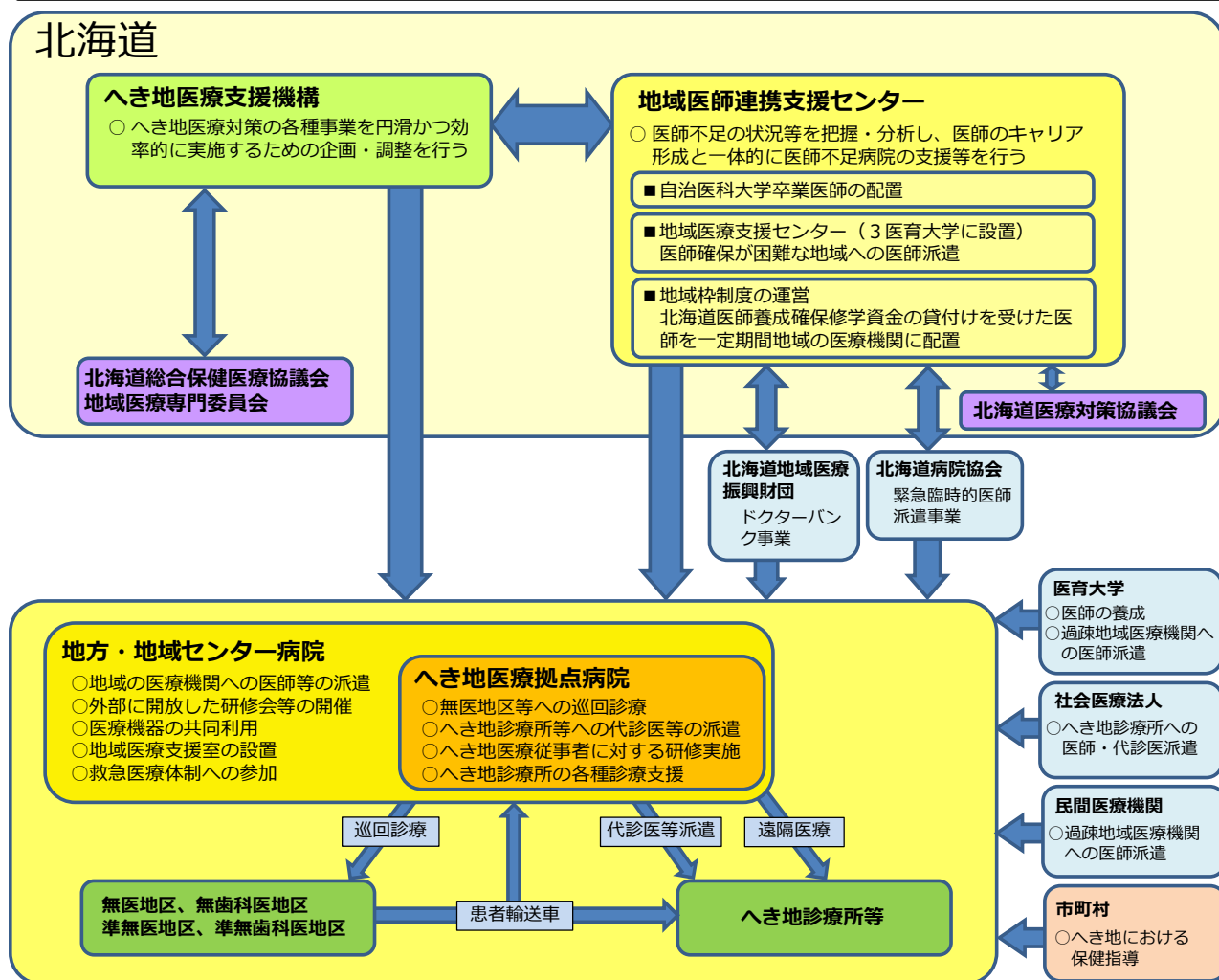


へき地医療連携体制



第5 数値目標等を達成するために必要な施策

関係機関相互の連携により、適切な保健・医療・介護サービスが継続して実施されるよう、体制の維持・構築に努めます。

1 へき地における診療の機能

- へき地診療所等の施設・設備の整備費や運営費に対して支援します。
- 自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、北海道医師会及び特定非営利活動法人北海道病院協会と連携して実施する緊急臨時的医師派遣事業等により、常勤医及び代診医の確保を図ります。
- 高規格救急車、消防防災ヘリコプター、ドクターヘリなどによる救急搬送体制の整備を支援します。
- へき地医療拠点病院等が行う研修などを通じ、へき地診療所とへき地医療拠点病院との連携を強化します。

2 へき地の診療を支援する医療の機能

- へき地診療所等への医師派遣、へき地医療従事者を対象とした研修会の開催など、へき地医療拠点病院が行うへき地医療支援活動に対して支援します。
- 遠隔医療や診療情報の共有ネットワーク化を行うため、必要な機器等の整備を行うへき地医療拠点病院などに対して支援します。
- 医育大学に設置した地域医療支援センターによる医師派遣、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業、緊急臨時的医師派遣事業等により、へき地の診療を支援する医師の確保を図ります。
- 休日・夜間当番医などの情報を提供する救急医療情報システムや小児救急電話相談事業の普及啓発を図ります。

3 行政機関等によるへき地医療の支援

- 北海道のホームページ等を活用し、道内の地域医療の現状や地域医療を確保するための対策などについて紹介します。
- 地域の医療機関に勤務する医師が、夜間のコンビニ受診などで疲弊しないために、地域住民を対象にした懇談会の開催や広報誌などによる啓発活動が行われるよう市町村等に働きかけ、地域全体で医療を支える機運の醸成を図ります。

第6 医療機関等の具体的名称

【へき地医療拠点病院】

第二次医療圏	指定病院名
富良野	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院

【へき地診療所】

市町村名	診療所名
富良野市	山部診療所
占冠村	村立トマム診療所
	村立占冠診療所

第7 歯科医療機関の役割

- 当圏域には無歯科医地区はありません。
夜間や休日等に急に歯科疾患が発症した場合には、旭川歯科医師会富良野班が実施する歯科診療所の輪番制により、休日救急歯科医療の確保に努めます。
- 口腔顎顔面外傷に対する歯科診療所と病院歯科等の高次歯科医療機関との病診連携や医科歯科連携の促進に努めます。

第8 薬局の役割

休日・夜間の処方箋受け入れ体制については、薬局による輪番制や当番医療機関の近隣薬局での対応が行われています。今後とも、休日・夜間の診療体制など、地域の実情に合わせ、薬局が相互に連携し、休日・夜間における調剤応需のほか、無薬局町村における医薬品や医療・衛生材料等の提供体制を確保するため、近隣市町の薬局による在宅医療などの提供に努めます。

第9 訪問看護ステーションの役割

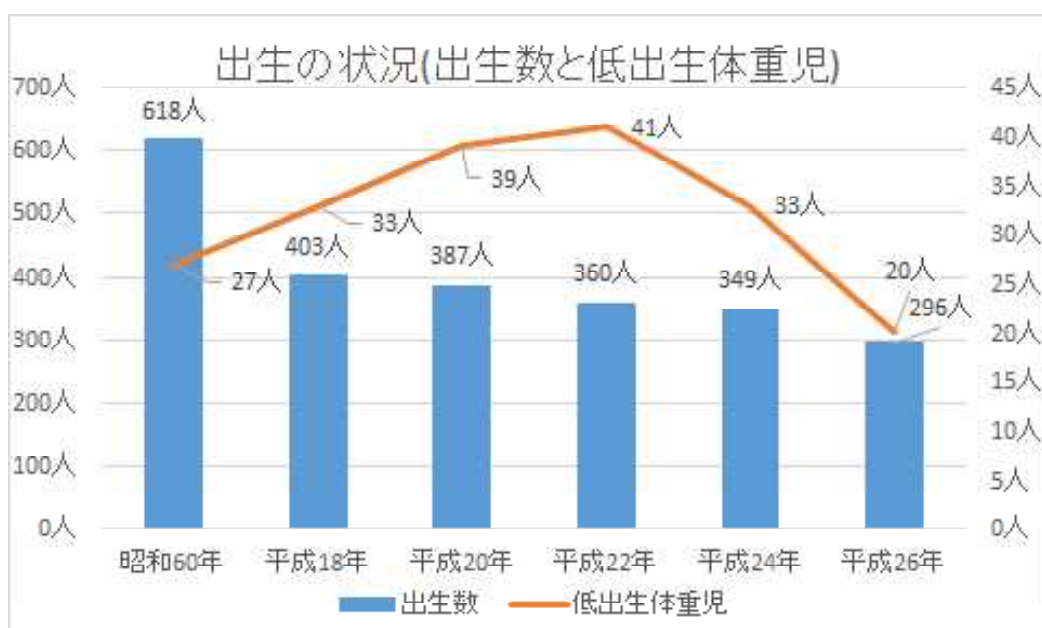
医療資源に限られるべき地において、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアが提供されるよう努めます。

第9節 周産期医療体制

第1 現状

1 出生の状況

- 当圏域での出生数は、昭和60年には618人でしたが、平成26年では296人と年々減少しています。
- 当圏域での低出生体重児（2,500g未満）の出生数は、昭和60年の27人から平成22年の41人と徐々に増加した後、平成24年には33人、平成26年には20人と減少しています。^{*1}



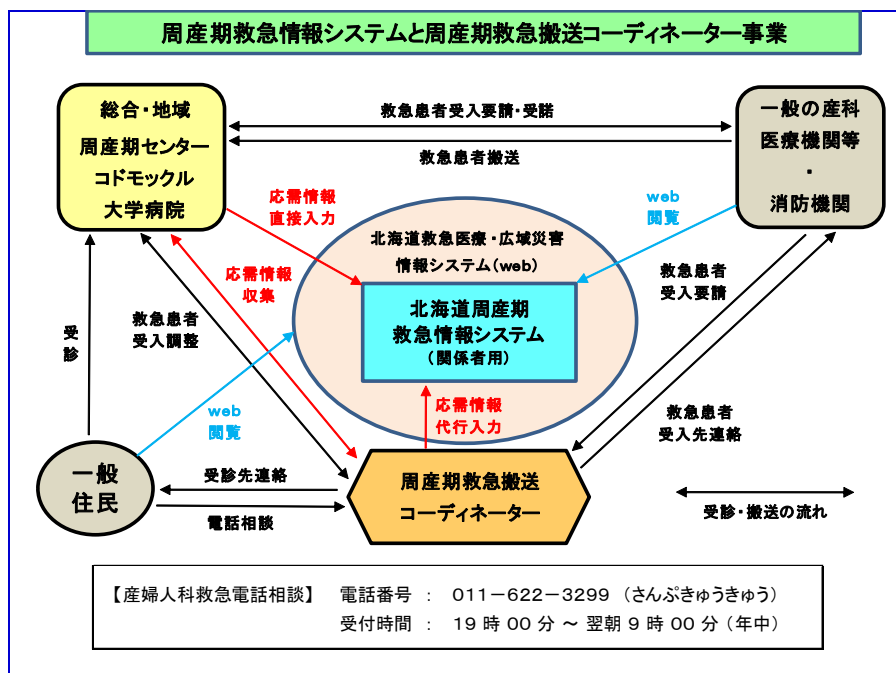
2 医療の状況

- 分娩可能な施設は、当圏域では1病院となっています。
- 平成30年4月1日現在で、産婦人科医師数は、常勤医で1人、派遣医師0.6人（常勤換算後）となっています。
- 平成30年4月1日現在の医療機関に就業する助産師数は、常勤7人、非常勤1.9人（常勤換算後）となっています。なお、圏域内に助産師外来は設置されていません。
- 当圏域では、地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）として、北海道社会事業協会富良野病院が認定され、産科病床9床及びNICU4床を整備し周産期に係る比較的高度な医療の提供を行っていますが、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の提供に対しては、第

*1 低出生体重出生率は出生千対

第三次医療圏の総合周産期母子医療センター^{*1}（以下「総合周産期センター」という。）であるJA北海道厚生連旭川厚生病院と連携する体制になっています。

- 道では、平成13年から北海道周産期救急情報システムにより、総合周産期センターなどにおける妊産婦や新生児の受入情報を各医療機関や消防機関等へ提供しています。
- 平成21年度から開始した周産期救急搬送コーディネーター事業では、前述のシステムの日々の情報更新、患者を搬送する際の医療機関、消防機関との連絡調整、妊産婦等からの病状や受診医療機関等についての電話相談を行っています。



第2 課題

1 地域周産期センターにおける産婦人科医師及び助産師の確保等

正常分娩を取り扱う医療体制と地域周産期センターとしての機能を維持するために、安定した産婦人科医師と助産師の確保が必要です。

2 総合周産期センター等のNICU等に長期入院している児童の療養・療育環境の充実

NICU等に長期入院している児童の病状等と心身の負担が大きくなる養育者の状況に応じて、望ましい環境で療養・療育されるよう、保健・医療・福祉サービスが相互に連携した支援体制を充実することが必要です。

*1 総合周産期センターが、国の定める一定の要件（医療従事者や母胎・胎児集中治療管理室（MFICU）等の病床数）を満たし、北海道総合保健医療協議会の意見を踏まえ道が指定しているもの。国の定める一定の要件を満たしていない医療機関については、その整備が図られるまでの間は「認定」として取り扱う。

第3 必要な医療機能

- 引き続き、第三次医療圏の総合周産期センターと当圏域の地域周産期センターの連携体制を維持し、リスクに応じた医療提供体制を確保する必要があります。
- 地域で安全・安心に出産できるための体制の確保や周産期医療関連施設を退院した障がい児等が生活の場で療養・療育できる体制の整備が必要です。
- 災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

第4 数値目標等

指標名 (単位)	現状値	目標 (H35)	現状値の出典
地域周産期母子医療センターの有無	有	現状維持	北海道周産期医療体制整備計画

第5 数値目標を達成するために必要な施策

1 産婦人科医師及び助産師の確保

地域周産期センターとして産婦人科医師の複数体制を確保するために、医育大学などの協力を得ながら、北海道と連携して、優先的な産婦人科医師や助産師の確保を図ります。

2 地域周産期センター機能の維持、充実

総合周産期センターからは、自家用車での妊産婦の冬期間の移動時間がおおむね120分、移動距離がおおむね100kmの範囲を超える地域^{*1}を抱えることから、当圏域での地域周産期センターの機能の維持、充実に努めます。

3 救急搬送体制の整備

「北海道周産期救急情報システム」や周産期救急搬送コーディネーター等を活用し、妊産婦や新生児のスムーズな周産期センターへの救急搬送体制の確保に努めます。

4 NICU等に長期入院している児童への支援

NICU等に長期入院していた児童が退院する際に、地域療育支援施設運営事業や保護者のレスパイトのための日中一時支援事業などの支援に取り組みます。

5 周産期における災害対策

災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制

*1 妊産婦の移動時間、移動距離をおおむね120分、おおむね100kmの範囲内とする根拠：安全で安心して出産できる移動時間や移動距離を検討したところ、妊産婦の居住地から自家用車での冬期間の移動時間がおおむね120分、移動距離がおおむね100kmの範囲内に産科医療機関が存在すれば、最低限、墜落分娩などの危険を避けることができると考え、文献学的考察を加えるとともに三医大の意見を踏まえ設定したもの。

の構築に努めます。

第6 医療機関等の具体的な名称

第二次医療圏	病院名	認定年月日
地域周産期母子医療センター	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	平成13年10月1日

第7 歯科医療機関の役割

妊娠はホルモン等の内分泌機能の生理的変化により歯周病のリスクを高めることから、市町村等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。

また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し適切な歯科医療の提供に努めます。

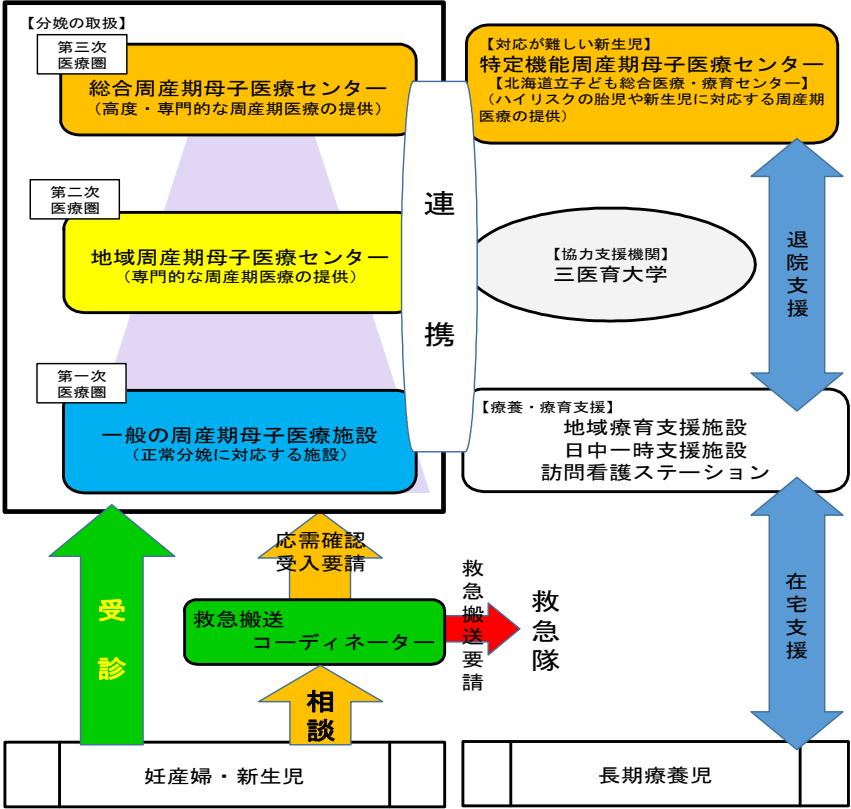
第8 薬局の役割

妊産婦が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊婦等への適切な服薬指導などに努めます。

第9 訪問看護ステーションの役割

- 周産期医療関連施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。
- 心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町村等地域関係者と連携し支援を行います。

周産期医療連携体制



第10節 小児医療体制（小児救急医療を含む）

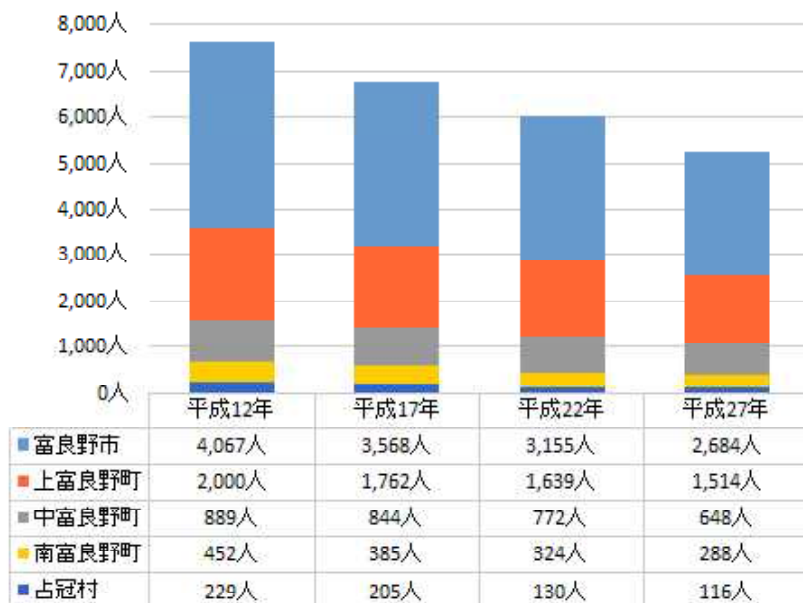
1 現 状

1 小児人口の現状

国勢調査による当圏域の小児人口（15歳未満）は、平成12年では7,647人であったのに対し、年々減少し平成27年には5,151人と15年前と比べ31.3%減少しています。

【小児人口の推移】

【国勢調査】



2 医療の現状

- 小児科を標ぼうする医療機関は、平成30年3月末現在では、病院は3カ所、診療所は10カ所あります。（保健センター（1カ所）を含む。）
- そのうち、入院治療を行える医療機関は1病院で、北海道小児地域医療センターに選定されています。

北海道小児地域医療センターの選定基準

- 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- 小児科の入院医療を提供していること
- 小児二次救急医療を担っていること
- NICUを整備していること

- 小児科を専門とする医師の数は5人で、3人は1カ所の病院に勤務し、1人は病院に勤務し、1人は診療所を開業しています。

	小児科標ぼう 医療機関数	小児医療を 行う医師数	小児科を専門とする 医師数（再掲）	小児科を専門とする医師が 勤務する医療機関数(参考)
病 院	3	5	4	2
診療所	10	6	1	1
合 計	13	11	5	3

【小児科を標ぼうする病院の小児科医師等の状況調査（H29. 4. 1現在）、診療所は富良野保健所調べ】

3 小児救急の現状

(1) 初期（一次）救急医療

初期（一次）救急は、医師会の当番医制度として、平日夜間の診療を中核医療機関の救急室に一元化して実施しています。

(2) 小児二次救急医療

通常の救急医療体制によるほか、小児救急医療支援事業により、小児二次救急医療の体制整備を図っています。

【小児救急医療支援事業（平成11年～）】

事業概要	輪番制により休日・夜間の小児の二次救急医療を確保する
対象圏域	第二次医療圏域単位（原則）～道内21圏域
事業主体	市町村長の要請を受けた病院

4 相談体制の現状

- 保護者の子育て不安の解消に資する観点から小児救急電話相談事業が実施されています。
- 市町村や保健所では、母子保健や子育てに関する相談に対応しています。

【小児救急電話相談事業（平成16年度～）】

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者等からの相談に対し、電話による助言を行っています。

電 話 番 号	0 1 1 - 2 3 2 - 1 5 9 9（いーこきゅうきゅう） プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは短縮ダイヤル「# 8 0 0 0」
相 談 体 制	毎日 午後7時から翌朝8時まで 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）
利用にあつた ての注意事項	医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うもの

2 課題

1 小児医療体制等の確保

- 北海道小児地域医療センターでは、一般診療の他にも学校検診や予防接種も行っており、更にNICUによる小児高度専門医療を提供していることから小児科医師が欠けることがないように安定的な確保が必要です。
- 当圏域では、入院受入医療機関が1施設であり、また、三次救急医療は担っていないことから、子どもの症状・状態に応じた一次から三次までの医療機関間の速やかな連携が必要です。

2 小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保

- 第三次医療圏との連携の下、小児疾患に対する高度・専門的な診断・治療や医療・療育体制を維持していくことが必要です。
- また、発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、必要な医療・療育や適切な支援を身近な地域で受けられる体制の充実が必要です。

3 必要な医療機能

1 症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実

疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

2 災害時を見据えた小児医療体制

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入れや診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です。

4 数値目標等

指標名	現状値	目標 (H35)	現状値の出典
小児二次救急医療体制の確保の有無	有	現状維持	道保健福祉部調べ (平成30年2月現在)
北海道小児地域医療センターの有無	有	現状維持	道保健福祉部調べ (平成30年1月現在)
小児医療を行う医師数(小児人口1万人対)	21.3	現状より増加	平成28年厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

5 数値目標等を達成するために必要な施策

1 小児医療（救急医療）体制の維持

小児医療を担う病院や診療所の維持に努めるとともに、在宅当番医制とオンコール体制による小児二次救急医療との連携体制を維持、24時間365日救急受入を継続しま

す。

2 小児医療体制等の確保

当圏域では、入院受入医療機関が1施設であり、また、三次救急医療は担っていないことから、疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療連携体制の確保に努めます。

3 小児医療の専門化の推進

北海道小児地域医療センターの小児科勤務医の勤務環境の改善と、安全・安心な小児医療が確保されるために、小児科専門医の安定した確保と、当該病院の機能の維持に努めます。

4 小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保

大学病院、北海道立子ども総合医療・療育センター、総合周産期母子医療センターなどとの連携の下、小児高度医療や子どもの発達の障がい等に対する必要な療育や適切な支援を身近な地域で受けられるよう支援体制の充実に努めます。

第6 医療機関等の具体的な名称

第二次医療圏	病院名	事業開始
北海道小児地域医療センター	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	平成30年1月31日～
小児救急医療支援事業参加病院	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	平成22年4月～

第7 歯科医療機関の役割

子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。

第8 薬局の役割

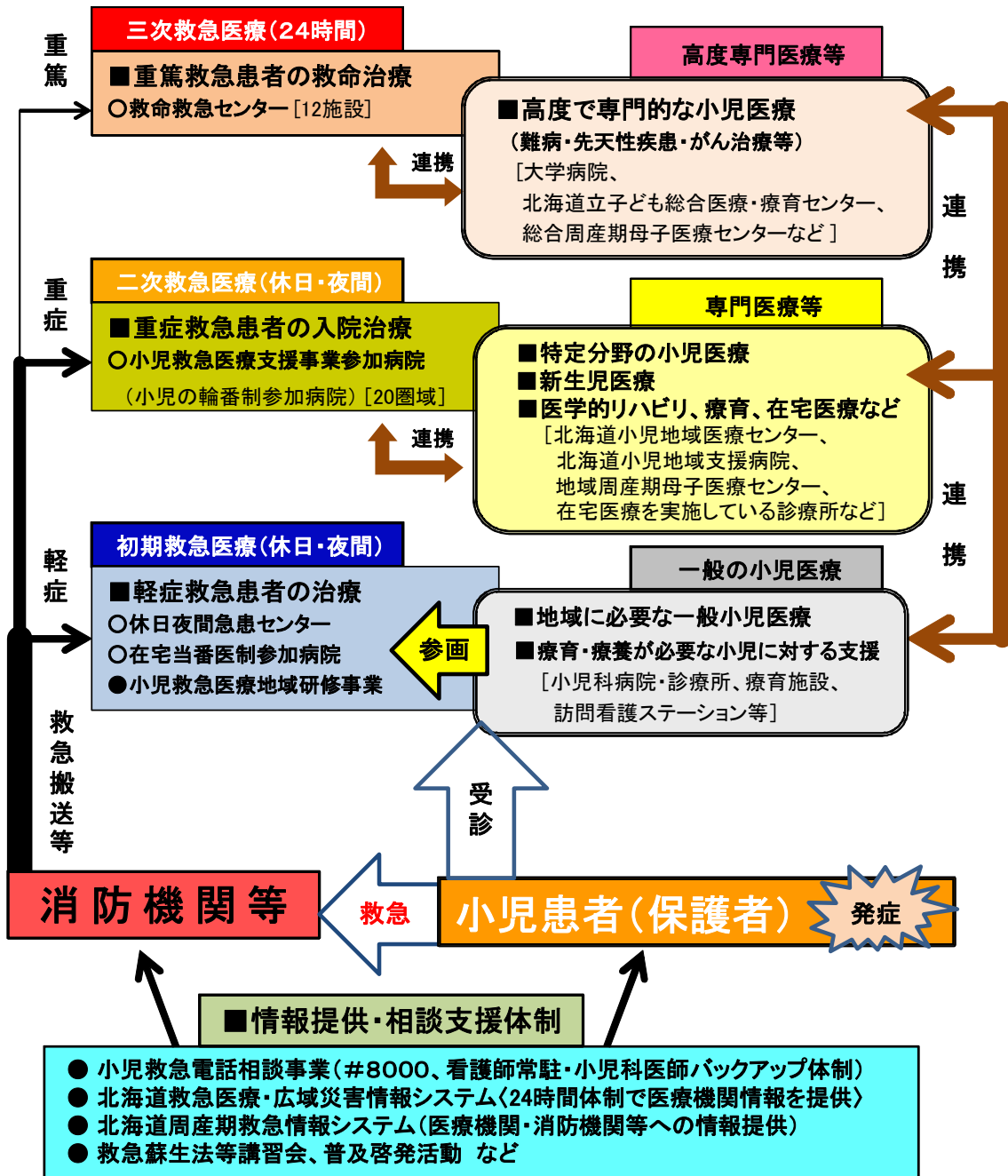
子どもを抱える家庭からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。

第9 訪問看護ステーションの役割

在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療養できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。

小児医療連携体制

(平成30年2月現在)



第11節 在宅医療の医療連携体制

第1 現 状

1 富良野圏域の現状

- 当圏域の高齢者人口を推計すると、総人口は平成27年の42,597人に比べ平成52年には27,436人と15,161人減少するのに対し、高齢者の人口は平成27年の13,179人に比べ、平成32年に13,572人とピークを迎え、その後は総人口とともに減少傾向に転じます。^{*1}

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
総人口	42,597	39,587	36,550	33,495	30,462	27,436
65歳以上	13,179	13,572	13,445	13,148	12,835	12,500

- 当圏域の訪問診療又は往診を実施している施設は、2病院、4診療所となっています。^{*2}
- 人生の最終段階も含め24時間体制で患者の急変等に対応できる在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所は、平成30年6月現在、それぞれ1施設が届出を行っています。

提 供 体 制	病 院	診 療 所
往診を実施	2 施設	4 施設
看取りを実施	—	2 施設
在宅療養支援病院・診療所 ※24時間体制で終末期を含め患者の急変に対応	1 施設	1 施設

- 平成26年の全年齢の546人の死亡場所は、病院及び診療所477人（87.3%）、老人保健施設2名（6.0%）、老人ホーム23人（4.2%）、自宅36人（6.6%）となっています。^{*3}
- 当圏域の訪問看護ステーションは、平成30年4月現在、富良野市3施設、上富良野町1施設となっていますが、実施地域を中富良野町、南富良野町、占冠村としているところがあり、圏域全体が利用可能となっています。
- 在宅療養支援歯科診療所の届出を行っているのは、平成30年6月現在で4施設となっており、富良野市3施設、上富良野町1施設です。
- 平成29年度に、在宅口腔ケアを実施している歯科診療所は、3施設となっています。
- 在宅患者訪問薬剤訪問管理指導料の届出を行っている薬局は、平成30年6月現在

*1 日本社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）

*2 富良野保健所調べ（平成29年度実施状況）

*3 平成27年道北保健年報（平成26年実績）

で12施設あり、がんなどの疼痛緩和に必要な医療用麻薬の調剤や患者宅での保管管理・廃棄等の指導に対応できる麻薬免許を有する薬局は、平成30年1月現在では平成25年1月の16施設から17施設に増加しています。

- 当圏域の在宅医療の推進に向けた、在宅医療提供体制等に関する協議の場として、富良野保健医療圏域連携推進会議に「在宅医療専門部会」を設置しています。また、平成24年から26年まで富良野地域リハビリテーション推進会議を開催し、平成27年から富良野圏域在宅医療多職種連携協議会を設置し、医療、介護などの専門職が協働し、研修会や在宅と医療の連携に係るルール・ツールを運用するなど、地域に応じた在宅医療の提供体制を構築する取組を進めています。

第2 課題

1 在宅医療（訪問診療）の需要の把握

- 高齢化の進行や生活習慣病（慢性疾患）が死因の上位を占めるなどの疾病構造の変化に伴い、要介護認定や認知症患者は大幅に増加しており、自宅や地域で疾病を抱えつつ生活を送る者が今後も増加していくことが考えられます。また、地域医療構想を推進する中で、病床の機能分化・連携が進むことに伴う増加（新たなサービス必要量）も見込まれまた、これに対応する必要があります。
- 在宅医療は、地域包括ケアシステムの不可欠な要素であり、今後増大する慢性期の医療ニーズに対する受け皿であることから、適切な提供体制を整備するため、必要となる在宅医療の需要の把握が必要です。
- なお、この推計結果については、療養病床の転換に関する状況や在宅医療（訪問診療）の体制整備の状況などを踏まえ、本計画の中間年（3年目）の見直しにおいて、再度推計することとしています。

【訪問診療の需要（推計）】

（単位：人／日）

※下段（ ）は新たなサービス必要量を除いた数

第二次医療圏	平成25年 【2013年】	平成32年 【2020年】	平成35年 【2023年】	平成37年 【2025年】
南 渡 島	3,157	3,636 (3,534)	3,865 (3,695)	4,045 (3,803)
南 檜 山	53	72 (63)	82 (67)	92 (70)
北 渡 島 檜 山	144	197 (166)	226 (175)	254 (181)
札 幌	14,193	21,554 (19,666)	25,133 (22,012)	28,032 (23,576)
後 志	1,714	2,057 (1,874)	2,245 (1,943)	2,420 (1,989)
南 空 知	1,109	1,331 (1,228)	1,449 (1,279)	1,556 (1,313)
中 空 知	517	690 (576)	789 (601)	886 (618)
北 空 知	14	76 (23)	115 (27)	155 (30)
西 胆 振	441	752 (549)	930 (595)	1,105 (626)
東 胆 振	482	712 (637)	827 (704)	925 (748)
日 高	495	588 (550)	637 (573)	680 (589)
上 川 中 部	2,611	3,377 (3,203)	3,744 (3,457)	4,036 (3,626)
上 川 北 部	169	245 (206)	286 (222)	325 (232)
富 良 野	176	227 (212)	253 (228)	273 (238)
留 萌	270	335 (303)	371 (318)	403 (327)
宗 谷	132	183 (162)	210 (175)	234 (183)
北 網	681	930 (827)	1,060 (889)	1,175 (931)
遠 紋	257	353 (292)	407 (307)	460 (317)
十 勝	1,436	1,910 (1,771)	2,145 (1,915)	2,339 (2,011)
釧 路	839	1,117 (1,007)	1,261 (1,079)	1,387 (1,127)
根 室	170	229 (206)	260 (221)	286 (231)
合 計	29,060	40,571 (37,055)	46,295 (40,482)	51,068 (42,766)

* 平成37年の（ ）の数は、平成25年時点で訪問診療を受けている者の数に、二次医療圏別・性年齢階級別の将来人口を乗じて推計。平成32年、35年は年数の按分により推計。

2 地域における連携体制の構築

積雪寒冷で広域な当圏域において、在宅医療の提供体制の整備には様々な課題があり、圏域全体で在宅医療を等しく推進していくことは現実的ではありません。

しかしながら、それぞれの地域における医療・介護資源、人口及び世帯構造の変化などを踏まえた上で、在宅医療の推進、介護サービスの提供体制の整備、高齢者の住まいの確保など、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域の実情に応じた取組を行っていくことが必要です。

3 在宅医療を担う医療機関の充実

- 在宅医療を求める患者が、できるだけ住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるよう、在宅医療を提供できる医療機関や訪問看護ステーションの充実が必要です。
- 特に、在宅医療の中心的役割を持つ機能強化型の在宅療養支援診療所及び病院、機能強化型や24時間対応可能な訪問看護ステーションについて、整備を促進することが必要です。

4 緩和ケア

緩和ケアについては、身体症状の緩和に加え、心理社会的な問題への援助が求められています。

5 在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実

高齢者のフレイル^{*1}対策として、低栄養の防止が重要であることから、在宅での栄養管理や口からの食生活を推進していくための歯・口腔機能の維持と誤嚥性肺炎防止などの一環として専門的な口腔ケアの充実が必要です。

6 訪問看護の質の向上

訪問看護師には、医師や歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、介護支援専門員などの専門職種と連携・調整を図りながら、在宅療養中の患者に適切な看護を提供する能力が求められています。

7 訪問薬剤管理指導の推進

在宅療養中の患者が医薬品を適正に使用できるよう、薬局と医療機関等との間で服薬情報等を共有化するとともに、薬局薬剤師における在宅患者の薬剤管理・適正使用の指導（薬剤管理指導）を行っていく必要があります。

*1 フレイル：学術的な定義は確定していないが、「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書では、「加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の並存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」と定義されている。（平成27年度厚生労働科学研究特別事業「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書）

8 地域住民に対する在宅医療の理解の推進

- 在宅医療を推進するためには、医療機関はもとより、地域住民に対する在宅医療に関する情報提供や普及啓発が必要です。
- 終末期の患者が自ら望む場所で最期を迎えることができるよう、患者やその家族、在宅医療に携わる関係者が患者の意思を共有することが必要です。
- また、家庭における看護の需要に対応するために、在宅療養に必要な家庭看護の知識や技術の普及を図る必要があります。

9 災害時を見据えた在宅医療の提供体制の構築

- 災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられる体制の構築が必要です。
- また、避難後には、救護所や避難所における健康管理を中心とした活動が重要なことから、住民に対し、お薬手帳等の普及啓発が必要です。

第3 必要な医療機能

1 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援が可能な体制【退院支援】

入院医療機関と在宅医療を提供する医療機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療提供体制を確保することが必要です。

2 日常の療養支援が可能な体制【日常の療養支援】

患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的かつ包括的に提供されることが必要です。

3 急変時の対応が可能な体制【急変時の対応】

- 在宅療養中の患者の病状急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、在宅訪問看護ステーション及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保することが必要です。
- 地域において在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制を構築し、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備することが必要です。

4 患者が望む場所での看取りが可能な体制【看取り】

- 自宅、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいや介護保険施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保することが必要です。

第4 数値目標等

指標区分	指標名（単位）	現状値	目標（H32）	現状値の出典
体制整備	訪問診療を実施している医療機関	5	現状維持	富良野保健所調べ（平成29年度実績）

	機能強化型の在宅療養支援診療所又は病院（「第9」又は「第14の2」の1の（3）の規定）	2	現状より増加	北海道厚生局届け
機能ごとの体制等	退院支援を実施している医療機関（入退院支援加算算定医療機関）	2	現状より増加	北海道厚生局届け
	在宅療養後方支援病院	0	現状より増加	北海道厚生局届け
	在宅看取りを実施する医療機関数	2	現状より増加	富良野保健所調べ（平成29年度実績）
多職種の取組確保等	24時間体制の訪問看護ステーション	2	現状より増加	
	訪問歯科診療を実施している診療所	4	現状より増加	北海道厚生局届け
	在宅患者訪問薬剤管理指導・居宅療養管理指導を実施する薬局数	12	現状より増加	北海道厚生局届け
実施件数等	訪問診療実施件数	504	現状より増加	富良野保健所調べ（平成29年度実績）
住民の健康状態等	在宅死亡率（全死亡に占める自宅の割合）	6.6	現状より増加	道北保健年報（H26年）

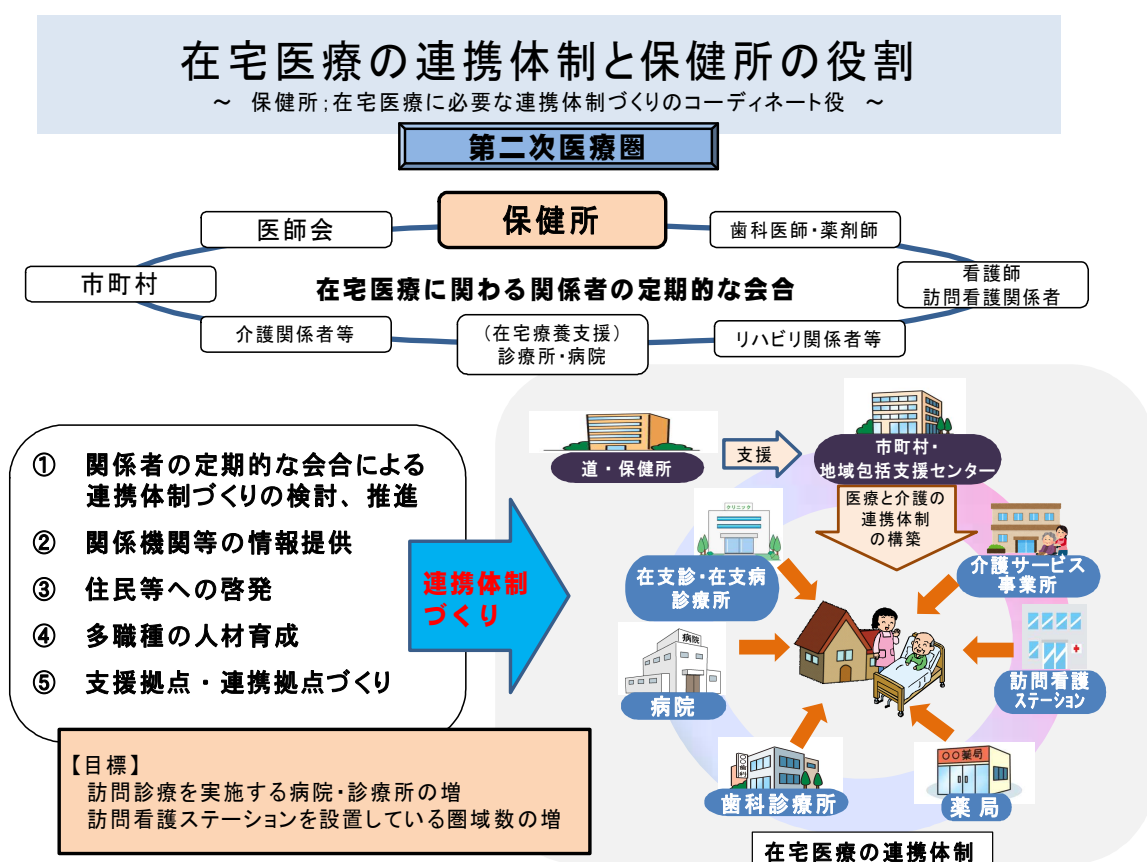
第5 数値目標等を達成するために必要な施策

1 地域における連携体制の構築

- 住み慣れた地域で暮らしながら医療を受けられるよう、市町村単位での在宅医療連携構築を目指し、地域医療・介護連携推進事業を実施する市町村が、多職種による連携体制づくりのコーディネーター役である保健所や関係機関と連携し、地域の医療介護資源等の把握や課題の整理を行い、課題解決に向け取組を進め、退院支援から日常の療養支援、急変時の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続した医療提供体制の構築を図ります。
- 患者の病変急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟を整備している医療機関等相互の連携体制の構築に努めます。
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、市町村職員などを対象に、多職種協働による在宅チーム医療等についての研修を行うなど、在宅医療を担う人材の育成と多職種間の連携体制の構築に努めます。
- 医療と介護の連携を図るため、医師等医療従事者と介護支援専門員による事例検討や情報交換を円滑に行うためのツールの推進などの取組を促進します。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、心身の状況等に応じた適切な住まいの確保と、安心して日常生活を営むために必要

な生活支援サービス、ホームヘルプサービスなどの介護サービスや在宅医療の提供を一体的にとらえ、在宅施策と福祉施策の連携に努めます。

- 医療と介護の連携体制を構築するため、ICTを活用した患者情報共有ネットワーク、見守り支援等の取組を促進します。
- 市町村事業における在宅医療・介護連携推進事業を推進する中での広域での課題について、富良野保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会及び富良野圏域在宅医療多職種連携協議会で検討を行い、取組を進めます。
- 富良野圏域在宅医療多職種連携協議会を開催し、医療、介護などの専門職が協働し、在宅と医療の連携に係るルール・ツールを運用するなど、地域に応じた在宅医療の提供体制を進めます。



2 在宅医療を担う医療機関の支援等

在宅医療を求める患者や家族のニーズに対応できるよう、在宅医療の中心となる機能強化型の在宅療養支援診療所・病院、訪問診療を実施する病院・診療所、歯科診療所（在宅療養支援歯科診療所等）、薬局や24時間体制の訪問看護ステーションの整備等を支援します。

3 在宅栄養指導、口腔ケア体制の充実

- 在宅における栄養管理や歯・口腔機能の維持、専門的な口腔ケアの充実に努めます。

- 自宅や施設での口腔ケアの充実のため、道北圏域在宅歯科医療連携室の活用を進めます。

4 訪問看護の質の向上

在宅療養中の患者が可能な限り住み慣れた地域で生活することができるよう、他の専門職種と連絡・調整し、生活の質を確保しながら支援を行うため、新任看護師の就労継続や病院看護師の在宅看護の理解を進めるため、研修の実施等を通じ訪問看護を行う看護職員の確保と質の向上を図ります。

5 訪問薬剤管理指導の推進

- 在宅療養中の患者が適切に服薬できるよう、服薬状況を記録する「お薬手帳」の普及を図ります。
- また、「健康サポート薬局」などの薬局薬剤師に対する各種研修会を通じ、薬局の関係機関や薬局相互の連携・協力による在宅患者への薬剤管理指導を促し、在宅医療の取組の充実を図ります。

6 在宅緩和ケア体制構築に向けた医療用麻薬の適正使用の推進

在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、薬局に勤務する薬剤師を対象とする各種研修会を通じて、薬局における医療用麻薬の適切な服薬管理が行えるよう支援します。

7 住民に対する在宅医療の理解の促進

- 往診や訪問診療など在宅医療に重要な役割を果たすかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの必要性や意義、道民に対する訪問看護、訪問リハビリテーションや栄養指導の役割について、住民に対する普及啓発に努めるとともに、在宅医療に関する情報提供を行います。
- 人生の最終段階における患者の意思に沿った医療が提供できるよう、日頃から急変時や終末期の治療についてどう考えるか、かかりつけ医等医療従事者や家族と話し合うことなどについて、住民への普及啓発に努めるとともに、在宅療養中の患者の急変に備え、かかりつけ医等医療従事者や介護関係者間で患者の意思等が共有できる体制構築に努めます。（関連：第2章第6節「医療救急体制」（P55）

8 災害時を見据えた在宅医療体制の構築

災害時に自ら避難することが困難な在宅療養中の患者が適切に避難支援を受けられるよう、住民に対し、避難行動要支援者への支援制度やお薬手帳の意義について普及啓発を図るとともに、市町村、医療機関等の関係機関・団体との連携を図ります。（関連：第2章第7節「災害医療体制」（P62）

第6 医療機関等の具体的名称

第6章 資料編参照

(診療報酬上の在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所)

第7 歯科医療機関の役割

- 高齢者のフレイル対策には食事が重要であり、経口摂取の維持・継続による低栄養や誤嚥性肺炎への予防が必要なことから、在宅歯科医療連携室を拠点として、在宅歯科医療や口腔栄養指導の推進を図ります。
- 認知症を含めた要介護高齢者に対する経口摂取の維持・継続による低栄養の予防や誤(ご)誤嚥(えん)嚥性肺炎の予防のため、歯科診療所は、在宅療養支援診療所を始めとする医療機関、病院歯科、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と十分に連携しながら、口腔衛生指導（専門的口腔ケアを含む）や歯科治療等、適切な歯科医療の提供に努めます。

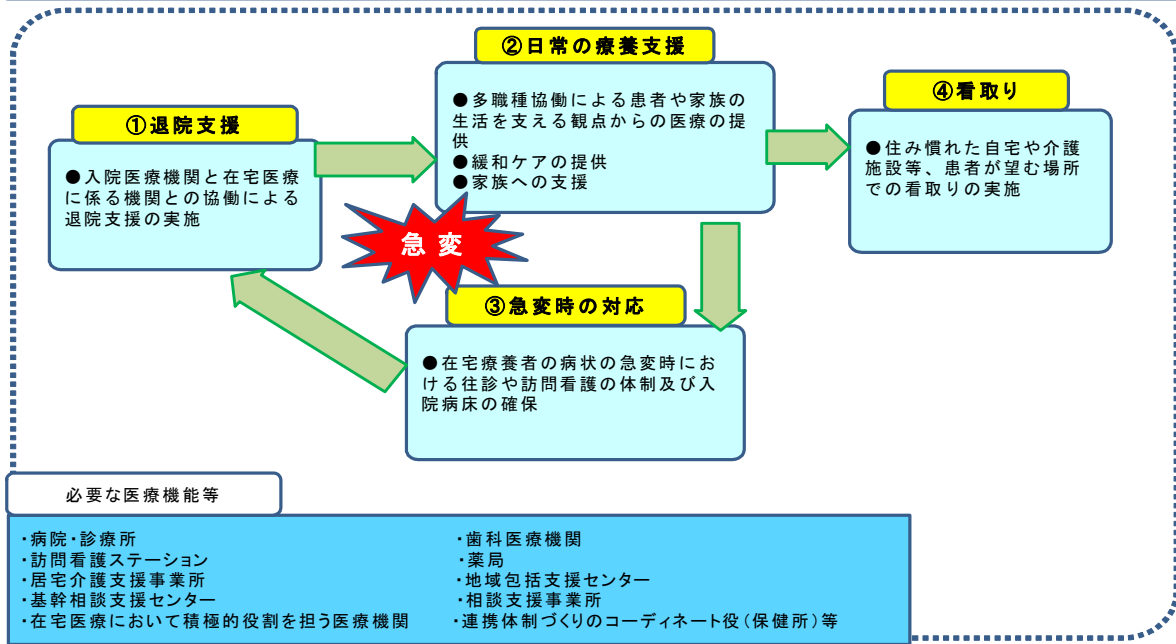
第8 薬局の役割

- 在宅患者の適切な服薬管理等を維持するため、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、「健康サポート薬局」を中心に、在宅患者の薬剤管理指導や医薬品・衛生材料等の円滑な供給を薬局相互の連携・協力により実施し、在宅医療の推進に向けた取組の充実に努めます。
- 在宅緩和ケアにおける医療用麻薬の適正使用を推進するため、がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用に関する研修会に薬局薬剤師が積極的に参加するなどして、医療用麻薬の適切な服薬管理などに努めます。
- また、医療用麻薬を迅速かつ適切に在宅患者に提供するため、地域単位での麻薬在庫情報を共有するとともに、薬局間での融通などを行い、麻薬の円滑な供給に努めます。

第8 訪問看護ステーションの役割

- 在宅生活に移行するに当たっては、病院看護師等の医療機関のスタッフと訪問看護師が入院中から連携し、在宅療養の環境整備に努めます。
- 治療や療養を必要とする患者が、通院困難な状態にあっても患者や家族が希望する自宅等の生活の場で必要な医療が受けられるよう、地域の特性や生活状況を踏まえた適切なケアの提供を行うとともに、関係機関との調整を行う中心的な存在として、在宅生活の継続に向けた取組を進めます。
- 在宅での療養生活を継続する患者の急変時に適切に対応できるよう、平時から救急時の連携体制や救急車到着までの対処方法などを患者・家族と事前に取り決め、緊急時の対応に備えます。
- 在宅療養中の患者が自宅等での看取りを希望する場合、主治医及び支援関係者と十分に連携し、緩和ケアや精神的支援など患者・家族の支援に努めます。

在宅医療の提供体制



第3章 地域保健対策の推進

第1節 感染症対策

第1 感染症対策

1 現状

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）及び、これに基づいて道が策定した「北海道感染症予防計画」により、保健所、市町村、関係機関・団体が連携し、感染症対策を推進しています。
- 危険性が極めて高い一類感染症の国内発生はありませんが、法に規定する感染症発生時には、疫学調査や衛生指導等により感染の拡大防止に取り組んでいます。
- 道、保健所のホームページなどを通じて、感染症に対する正しい知識の普及や感染症の発生動向調査による感染症情報を速やかに医療機関や住民に提供しています。
- 道内には一類感染症患者のための第一種感染症指定医療機関を1か所、結核を除く二類感染症患者のための第二種感染症指定医療機関を24か所整備しています。当圏域には第二種感染症指定医療機関が1か所整備されています。

第二種感染症指定医療機関	北海道社会事業協会富良野病院	感染症病床	4床
--------------	----------------	-------	----

2 課題

(1) 健康危機管理体制の強化

国外で発生した重篤で治療方法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザなどの脅威に対応した健康危機管理体制の強化が必要です。

(2) 感染症に関する情報収集と還元

感染症の発生予防に備えた事前対応型行政の充実が求められており、感染症の発生動向をより一層正確に把握・分析することや的確に情報提供することが必要です。

3 施策の方向と主な施策

(1) 健康危機管理体制の強化

「感染症予防計画」や「新型インフルエンザ対策行動計画」等に基づき、保健所、市町村、関係機関・団体が連携を図りながら、新型インフルエンザなどの感染症に対し、発生時の迅速な対応を図るための実地訓練や研修会等の実施により専門的知識を有する人材の育成を行います。

(2) 感染症に関する情報収集と還元

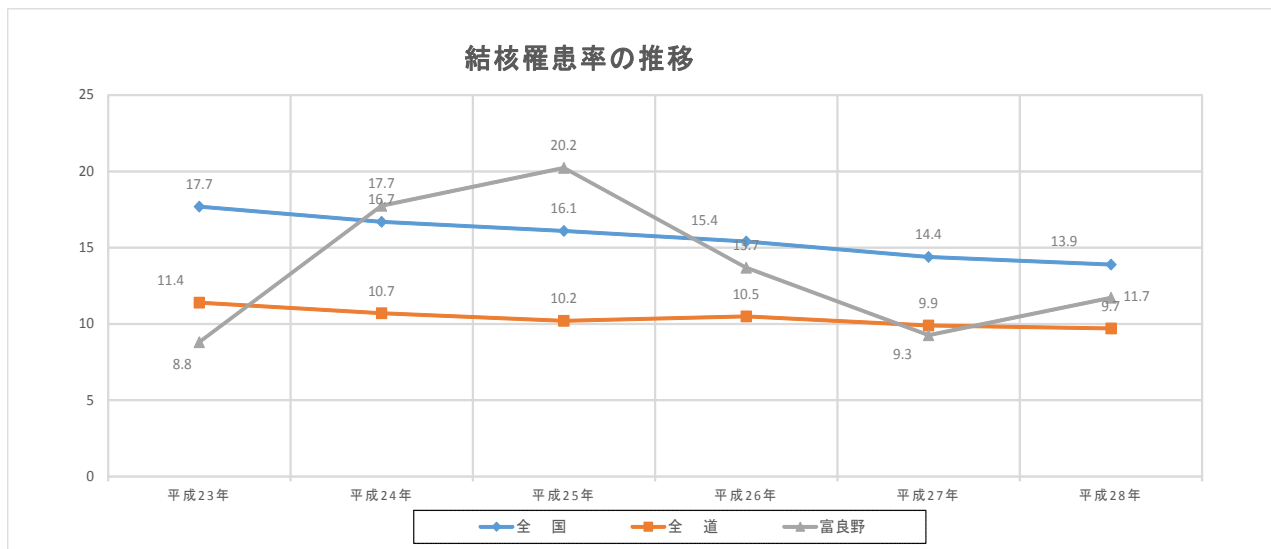
病原体検出状況の分析等により感染症の発生動向調査体制を強化し、把握した感染症情報は流行予測に活用するなど医療関係者や住民へ提供する情報内容を充実します。

第2 結核対策

1 現状

- 平成28年の当圏域における人口10万あたりの結核罹患率は11.7人となっております。
- 不規則な服薬等による再発や薬剤耐性菌の出現を防止するため、医療機関、市町村などと連携した結核患者への直接服薬確認療法（地域DOTS）を促進しています。
- 現在、北海道において、結核患者が入院できる結核病床を有する医療機関は、5つの第三次医療圏に12か所あり、病床数は220床となっております。
当圏域には結核病床を有する医療機関はありませんが、隣接する上川中部圏に20床の結核病床を有する独立行政法人国立病院機構旭川医療センターがあります。
- 結核患者が公費にて結核医療を受けることができる医療機関として、結核医療機関の指定が行われています。
- 講習会等の周知や患者支援を通し保健所、市町村、医療機関などの結核対策に関わる人材の育成を図るとともに、結核対策における情報の共有や連携を促進しています。

【全国、北海道、富良野圏域の結核罹患率推移（人口10万対）】



区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
富良野	8.8	17.7	20.2	13.7	9.3	11.7
全国	17.7	16.7	16.1	15.4	14.4	13.9
全道	11.4	10.7	10.2	10.5	9.9	9.7

*結核登録者情報システム年報

2 課 題

(1) 結核の治療体制の確立

治療の効果を高め、結核のまん延を予防するため、保健所、市町村、医療機関等の関係機関と連携し、直接服薬確認療法（地域DOTS）を基本とした服薬指導を更に推進することが必要です。

(2) 感染症発生動向調査事業の充実強化

結核の発生状況と疫学データとの関連を把握し、結核のまん延防止を図ることが必要です。

(3) 人材確保と連携体制の強化

講習会等の周知や患者支援を通し、質の高い人材の確保と関係機関の連携推進を図ることが必要です。

3 施策の方向と主な施策

(1) 結核の治療体制の確立

結核患者の治療成功率を高め、結核罹患率を減少させるために、結核病床を有する医療機関と地域の医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所、保健所などが連携して直接服薬確認療法（地域DOTS）を推進します。

さらに、広域での治療体制の充実のため、道北ブロック結核対策推進検討会議で検討します。

(2) 感染症発生動向調査事業の充実強化

疫学情報に基づいた接触者健診や結核菌の遺伝子検査の実施などにより、発生動向の把握・分析及び対策の評価の充実を図ります。

(3) 人材確保と連携体制の強化

講習会の周知、関係機関主催の研修等への協力や患者支援のための医療機関調整などを通じ、人材育成と関係機関との連携の強化を図ります。

第3 エイズ対策

1 現 状

- 平成28年のHIV感染者及びエイズ患者の報告数は、全国で1,440件、北海道で42件となっています。また、北海道の報告数のうち20歳代と30歳代の占める割合は59.0%、同性間性的接触者の占める割合は55.6%となっています。
- 住民に対してエイズの予防などに関する正しい知識の普及啓発を図るため、ホームページの活用やリーフレットの配付などを行うとともに、中学・高校への健康教育を実施しています。
- 保健所では無料匿名でHIV抗体検査を実施していますが、検査件数は減少傾向にあります。

2 課 題

(1) 正しい知識の普及啓発

H I V感染者やエイズ患者に対する偏見や差別の解消を図るとともに、感染予防のために、感染の割合が高い年代を始め、中学生・高校生などを対象としたH I Vエイズに対する正しい知識の普及啓発が一層必要です。

(2) 相談・検査体制の充実

H I V感染者の早期発見には、相談・検査体制の充実と一層の周知が必要です。

3 施策の方向と主な施策

(1) 正しい知識の普及啓発

- ホームページやリーフレットの内容の充実を図るとともに、関係機関・団体と連携しながら、広く住民に対し、H I V・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 感染の割合が高い年代を始め、中学生・高校生などに対して感染予防の正しい知識の普及啓発に一層努めるとともに、教育機関と連携し、中学・高校生を対象とした健康教育に取り組みます。

(2) 相談・検査体制の充実

保健所においては、H I V感染者の早期発見のために、時間帯等利便性に配慮した相談・検査に取り組むなど体制の充実を図るとともに、その周知を図ります。

第4 ウイルス性肝炎（B型・C型）対策

1 現 状

- B型及びC型肝炎ウイルスの感染者は、全国で300万人から370万人程度存在すると推定されており、単純に人口比率で計算しても当圏域では1,500人前後の方が感染していることとなります。肝臓は沈黙の臓器とも言われ、自覚症状が少ないのが特徴で、B型・C型ウイルスに感染すると自分でも気づかないまま重症化し、慢性肝炎から肝硬変、さらには肝がんに進行してしまう危険性があることから、早期に発見し、早期に治療する必要があります。また、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であったにもかかわらず、医療機関に継続受診していない方が全国で53万人～120万人いると推計されています。
- 肝炎ウイルス検査については、多くの市町村で実施しており、保健所においても平成13年から実施するとともに、平成19年8月から検査手数料を無料化し、検査の受検を促進しています。また、慢性肝炎から肝硬変、肝がんへの進行を防止することを目的に、B型及びC型ウイルス性肝炎の精密検査や治療に係る費用の一部を助成するとともに、ウイルス性肝炎に関する保健所での相談体制を整備しています。

2 課 題

- ウイルス性肝炎については、これまでウイルス検査や治療費助成などの対策を講

じてきましたが、感染に気づいていない感染者も多数存在すると考えられるため、引き続き肝炎ウイルス検査の受検を促進するとともに、精密検査や治療費の助成などを行っていく必要があります。

- 医療機関への受診を継続していない陽性者や患者に対する専門医療機関への受診・受療を勧奨するとともに、ウイルス性肝炎への理解を社会に広げ、患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを行っていく必要があります。

3 施策の方向と主な施策

(1) ウイルス検査の受検促進

ウイルス性肝炎に関する正しい知識や検査の必要性について普及啓発し、保健所における肝炎ウイルス検査の受検を促進します。

(2) ウイルス性肝炎の進行防止

ウイルス性肝炎の精密検査や治療費の助成を引き続き行い、早期治療に結びつけるとともに、慢性肝炎から肝硬変、肝がんへの進行防止を図ります。

(3) 肝炎患者の相談への対応

- 保健所や市町村等は、ウイルス性肝炎に関する医療費助成など様々な相談に適切に対応し、療養生活を支援します。
- 必要な人材を養成し、陽性者や患者、その家族への情報提供などの支援をきめ細やかに行い、陽性者や患者の専門医療機関への受診・受療を促進するとともに、ウイルス性肝炎への理解を社会に広げ、患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指します。

第2節 難病対策

第1 現 状

1 難病の範囲

- 難病対策については、昭和47年に国が策定した「難病対策要綱」に基づき、「特定疾患治療研究事業」による医療費の公費負担が実施され、難病の実態把握や治療方法の開発、医療水準の向上、療養環境の改善などに一定の成果を挙げてきました。
- 平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」という。）が施行され、医療助成について公平かつ安定的な制度が確立されたほか、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施の3本柱による総合的な対策が講じられています。
- 難病法では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない稀少な疾患であって、当該疾患にかかることにより長期に渡り療養を必要とするもの」を難病としています。
- 難病のうち、患者数が一定の人数（人口の約0.1%程度）に達せず、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立しているものを「指定難病」とし医療費助成の対象としており、平成29年4月現在で330疾患が指定されています。
- また、慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、「小児慢性疾患治療研究事業」が実施され、原則として18歳未満の患者に対する医療費の公費負担が行われてきましたが、平成27年1月の「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「小児慢性特定疾病医療支援」とされ、難病法に基づく医療費助成と同様に公平かつ安定的な制度が確立されたほか、児童等の自立促進を図るための事業の実施、調査及び研究の推進等の措置が講じられており、平成29年4月現在で722疾患が対象となっています。

2 指定難病患者の医療

- 指定難病の認定基準を満たしている患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っています。当圏域の受給者は、平成30年3月末で、474人となっています。
- このうち、一般に、病状の進行に伴う生活障がいへの影響が特に大きいと言われる神経難病患者数は、平成30年3月末で97名となっています。患者の年齢は、介護保険第2号被保険者となる40歳以上の患者が90名（92.8%）おり、介護保険サービス利用対象外となる40歳未満患者も7名（7.2%）となっています。また、受診先は、旭川市内医療機関が64名（65.9%）、次いで2次圏域内医療機関23名（23.8%）、札幌等その他地域の医療機関が10名（10.3%）となっています。
- 当圏域には、指定難病の中でも病状進行に伴い特に生活の支障が大きくなる、神経難病の専門外来を月2回開設している医療機関があります。また、隣接する2次医療圏域に、難病医療協力病院があり、旭川市内の医療の受療割合が高く、次いで当圏域の医療機関への受診割合が高くなっています。

指定難病（330疾病）

H30.3末

疾患群	主な疾病名	圏域患者数
神経・筋疾患（83）	パーキンソン病、重症筋無力症、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、原発性側索硬化症、大脳皮質基底核変性症、多発性硬化症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎多系統萎縮症、もやもや病、筋ジストロフィー、前頭側頭葉変性症、進行性核上性麻痺	110
代謝性疾患（43）	ウィルソン病	1
皮膚・結合組織疾患（16）	天疱瘡、全身性強皮症、膿疱性乾癬、混合性結合組織病、マルファン症候群	22
免疫系疾患（27）	高安動脈炎、顕微鏡的多発血管炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、悪性関節リウマチ、バージャー病、原発性抗リン脂質抗体症候群、全身性エリテマトーデス、皮膚筋炎/多発性筋炎、ペーチェット病、家族性地中海熱、シェーグレン症候群	87
循環器系疾患（21）	特発性拡張型心筋症、肥大型心筋症、完全大血管転位症	32
血液系疾患（12）	再生不良性貧血、自己免疫性溶血性貧血、特発性血小板減少性紫斑病	22
腎・泌尿器系疾患（13）	急速進行性糸球体腎炎、一次性ネフローゼ症候群、I g A腎症、多発性嚢胞腎	11
骨・関節系疾患（13）	黄色靭帯骨化症、後縦靭帯骨化症、広範脊柱管狭窄症、特発性大腿骨頭壊死症、強直性脊椎炎	25
内分泌系疾患（16）	下垂体ADH分泌異常症、下垂体前葉低下症、先天性副腎皮質酵素欠損症	14
呼吸器系疾患（14）	サルコイドーシス、特発性間質性肺炎、肺動脈性肺高血圧症、慢性血栓塞栓性肺高血圧症	33
視覚系疾患（8）	網膜色素変性症	10
聴覚・平衡機能系疾患（1）		0
消化器系疾患（20）	原発性胆汁性胆管炎、原発性硬化性胆管炎、クローン病、潰瘍性大腸炎、胆道閉鎖症	105
染色体・遺伝子に変化を伴う症候群（41）		0
耳鼻科系疾患（2）	好酸球性副鼻腔炎	2
合計		474

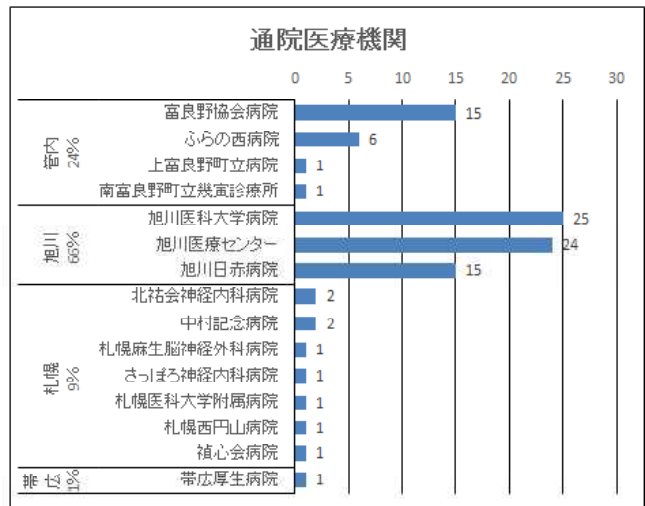
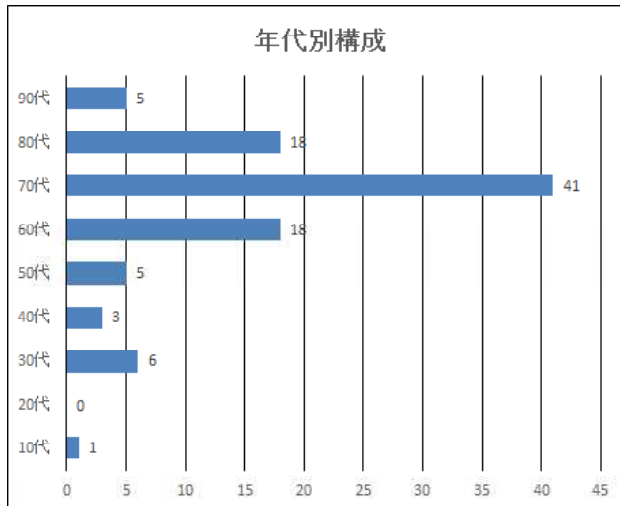
※主な疾病名は、330疾患のうち、圏域内患者59疾患を記載

神経難病（指定難病から再掲）

H30.3末

疾病名	圏域患者数
パーキンソン病	52
脊髄小脳変性症	10
重症筋無力症	9
多発性硬化症/視神経脊髄炎	9
筋萎縮性側索硬化症	4
多系統萎縮症	4
進行性核上性麻痺	4
大脳皮質基底核変性症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	2
原発性側索硬化症	1
合計	97

神経難病患者の年齢と受診医療機関



※ 医療費助成申請時点の第1掲載医療機関で集計

3 特定疾患患者の医療

北海道は、国が定めた疾病に、道内の発生状況などを勘案して道独自に疾病を追加し「特定疾患治療研究事業」を実施しています。当圏域の受給者数は、平成30年3月末現在で、24名となっています。

特定疾患治療研究事業の対象疾病 H30.3末

疾病名	圏域患者数
シェーグレン症候群	8
自己免疫性肝炎	2
突発性難聴	7
ステロイドホルモン産生異常症	5
特発性間質性肺炎	2
合計	24

※国の指定になっていない14疾病及び指定になっている12疾病
(軽症者の既認定者)のうち、圏域内患者5疾病を記載。

4 小児慢性特定疾病患者の医療

小児慢性特定疾病医療支援を受け、医療費助成の認定基準を満たす18歳未満の患者に対し受給者証を交付し、公費負担を行っています。受給者数は、平成30年3月末で、29名となっています。

疾患群	主な疾病名	圏域患者数
悪性新生物（86）	急性骨髄性白血病、神経芽腫、骨肉腫	3
慢性腎疾患（42）	IgA腎症、紫斑病腎炎、ネフローゼ症候群	4
慢性呼吸器疾患（15）	慢性肺疾患、気管支喘息、気道狭窄	2
慢性心疾患（91）	ファロー四徴候、三尖弁閉鎖症、心室中隔欠損症、完全型房室中隔欠損症	2
内分泌疾患（85）	成長ホルモン分泌不低身長症、橋本病、卵巣形成不全、バセドウ病	4
膠原病（24）	ベーチェット病、シェーグレン症候群、若年性突発性関節炎	1
糖尿病（6）	1型糖尿病、2型糖尿病	1
先天性代謝異常（128）	ウィルソン病、シトリン欠損症	2
血液疾患（49）	免疫性血小板減少性紫斑病、血友病、再生不良性貧血	2
免疫疾患（49）	慢性肉芽腫症	0
神経・筋疾患（76）	もやもや病、ウエスト症候群、結節性硬化症	0
慢性消化器疾患（39）	先天性胆道拡張症、胆道閉鎖症、潰瘍性大腸炎、クローン病	6
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（22）	マルファン症候群、ダウン症候群	2
皮膚疾患（10）	表皮水泡症、レックリングハウゼン病	0
合計		29

5 難病患者・児と家族の生活

- 難病は、治療法が未確立であり、長期にわたる療養を必要とします。また、病気によっては、働き盛りや若年発症の疾患もあり、社会生活を維持しながら生活を続けることが困難となるため、職場や学校の理解が必要です。
- 難病患者・児とその家族は、治療のための医療費の負担や病状進行への不安、生活のしづらさ等、在宅療養のための身体、精神、社会的負担を抱えています。

第2 課 題

- 平成27年1月に施行された難病法に基づき、医療費助成や難病患者の地域での療養生活を支える難病対策を総合的に進めていく必要があります。

1 治療継続に伴う負担

これまで治療研究を始めとして、様々な施策が実施されてきましたが、依然として、難病患者・児やその家族は、治療のための医療費の負担を抱えています。また、当圏域の医療機関のみでなく、他圏域の医療機関で、より専門的な治療を受けることが必要な場合もあり、難病患者・児とその家族は、経済的、身体的、精神的な負担が大きくなっています。

2 病状の進行や急変時の医療体制

- 難病は、進行性であることが多く、出現する症状や進行の仕方に個別性が高いため、状態に合った医療を受けられる体制を提供する必要があります。
- 症状が急変しやすい疾患もあることから、症状の急変時の対応について、あらかじめ、専門の医療機関とかかりつけ医、在宅療養支援関係者等との間で、対応方針を確認し、連携体制を整備する必要があります。

3 在宅療養の支援体制

- 難病患者・児は、発症や症状の悪化により、今までの生活の維持が困難になる場合も多いため、教育機関や就労先等の、疾患への理解や、支援が必要です。しかし、現状では、利用可能な社会資源が限られることから、本人や家族が、希望する生活の場を選択できるような、支援の方策を検討する必要があります。
- 療養支援においては、医学的な根拠に基づき、その人の個別性や将来起こってくる生活への障害を予測した支援計画の策定や、症状変化に伴う頻回な計画の見直しのもと、その人の生活の質（QOL）の維持・向上を目指した多職種連携による支援が求められます。
- 在宅療養支援関係者それぞれが、難病の疾患理解を深めるとともに、医療機関と連携しながら、支援の現状・課題や方向性を共有・検討する機会を確保する必要があります。
- 平成25年度の障害者総合支援法の改正に伴い、難病患者が市町村の障がい福祉サービスを利用できるようになりましたが、サービス提供体制が複雑です。また、難病は、症状が固定される前からのサービス適応が求められることから、支援関係者間で、各種制度の概要や適応基準等の情報共有が必要です。

4 災害の備え

難病患者は、災害発生時に要配慮者、避難行動要支援者になる可能性が高いことから、患者や家族は、日頃から災害時の避難方法や携行が必要な医薬品などについて、確認をしておくとともに、市町村、関係機関等は、災害時の対応について、協議検討を進めておく必要があります。

第3 施策の方向と主な施策

- 難病法に基づく医療費助成制度や特定疾患治療研究事業及び児童福祉法に基づく医療費助成制度により、患者の医療費の負担を軽減するとともに、在宅療養への支援や生活の質（QOL）の維持・向上を図ります。

1 難病患者・児と家族に対する支援

- 指定難病や特定疾患及び小児慢性特定疾病の患者の医療費負担の軽減が図られるよう支援します。また、通院交通費等の助成制度や、医療機関への移動支援など、通院にかかる負担軽減のためのサービスの活用を促進します。
- 北海道難病連や各種患者団体などとの連携を図りながら、患者や家族への相談・援助、難病に関する正しい知識の普及啓発を行います。

2 難病の特性に応じた医療連携

- 緊急対応に必要な医療体制の整備を推進します。
- 病状悪化に伴い、より専門的な治療が必要な場合や、在宅の重度神経難病患者が、入院治療が必要な場合等に、円滑に治療が受けられるよう、旭川市内等の専門医療機関とかかりつけ医療機関との医療連携を更に推進します。

3 在宅療養への支援体制

- 難病患者・児が、どのような病状であっても、希望する場で、社会参加の機会が確保されつつ、地域で尊厳を持って暮らすための選択ができるよう、保健、医療、福祉、教育、就労支援機関、患者会など多職種間で協力して支援します。
- 難病患者・児とその家族にとって利用しやすいサービスの充実を図るとともに、難病の特性を考慮して、各種サービスの計画的・効果的な提供を促進します。
- 当圏域の難病患者・児とその家族、市町村や医療、福祉、教育、就労などの関係者で構成する「難病対策地域協議会（富良野保健医療福祉圏域連携推進会議難病対策専門部会）」を設置し、地域における難病患者の支援体制の整備を促進します。
- 支援関係者間で、難病患者や家族が利用可能な社会資源や福祉等制度等について、情報共有を進めるとともに、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等が円滑に利用されるよう、市町村や保健所の窓口などにおいて、制度の周知を図ります。

4 災害対策

要配慮者、避難行動要支援者になる可能性の高い難病患者・児に対する災害発生時に必要な対応について、関係者間で検討し、災害に備えた平常時からの支援体制を整備します。

第4 医療機関等の具体的名称

1) 指定医療機関

医療圏	指定難病及び小児慢性特定疾病	指定難病
富良野	医療法人社団 ふらの西病院	医療法人社団内海内科クリニック
	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	国民健康保険中富良野町立病院
	渋江医院	上富良野町立病院
	けん三のこば館クリニック	医療法人小野沢整形外科
	ふらの消化器・内科クリニック	社会医療法人博友会北の峰病院
	医療法人社団はやし耳鼻咽喉科クリニック	医療法人社団かわむら整形外科医院
	渡部医院	医療法人社団かとう整形外科クリニック
	南富良野町立幾寅診療所	ふらの皮フ科
	南富良野町立金山診療所	
南富良野町立落合診療所		

2) 難病医療拠点病院 国立病院機構北海道医療センター

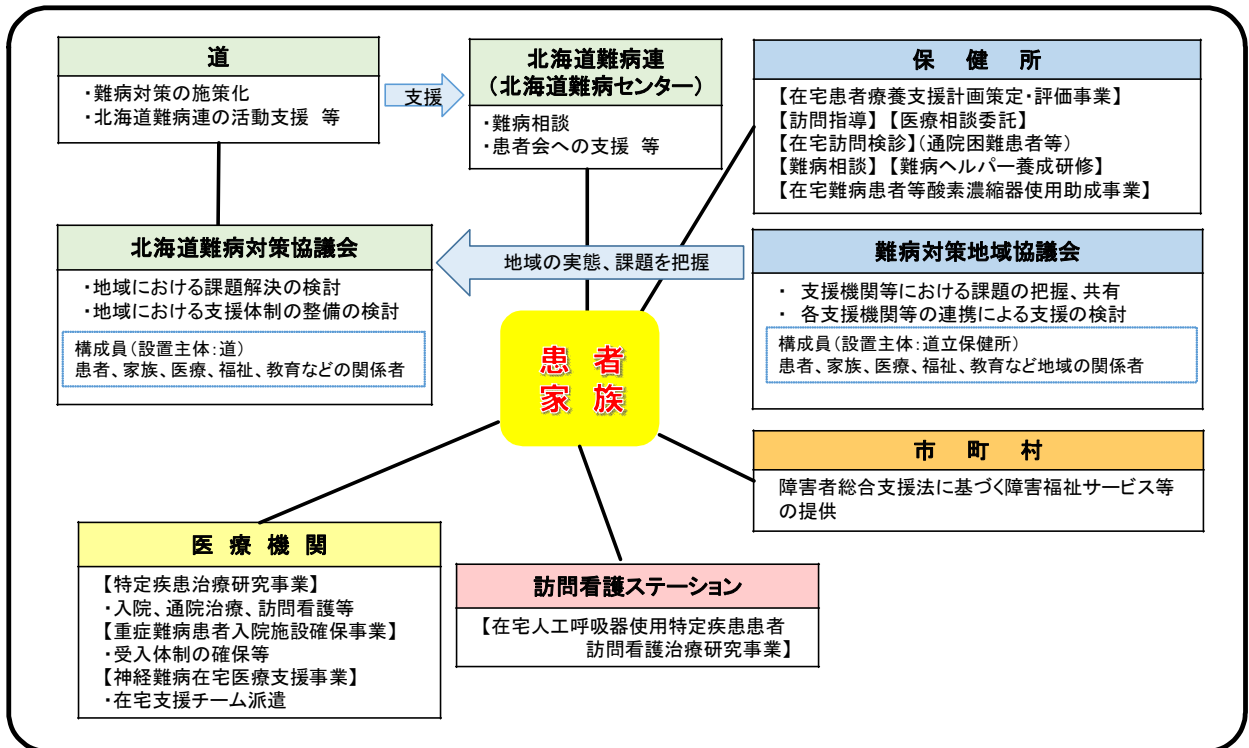
3) 基幹協力医療機関、その他の難病医療協力機関

医療圏		基幹協力医療機関	その他の難病医療協力機関
第3次	第2次	医療機関名	医療機関名
道南	南渡島	市立函館病院神経内科	
	南檜山		
	北渡島檜山		
道央	札幌	北祐会神経内科病院	まえだ森林クリニック
		中村記念病院神経内科	静明館診療所
		北海道大学病院神経内科	札幌中央ファミリークリニック
		札幌医科大学附属病院神経内科	札幌山の上病院
		市立札幌病院神経内科	五輪橋内科病院
		さっぽろ神経内科病院	えべつ神経内科
			札幌ライラック病院神経内科
			さっぽろ神経内科クリニック
	後志	北海道済生会小樽病院神経内科	札幌西円山病院
	南空知		札幌・すがた医院
	中空知	砂川市立病院神経内科	いわみざわ神経内科・内科CLINIC
	北空知		
	西胆振	伊達赤十字病院神経内科	
東胆振		青葉病院	
日高			
道北	上川中部	国立病院機構 旭川医療センター	医療法人 愛生病院
		旭川医科大学病院神経内科	旭川神経内科クリニック
		旭川赤十字病院神経内科	
	上川北部		
富良野			
留萌			
オホーツク	宗谷	市立稚内病院	
	北網	北見赤十字病院	
	遠紋		
十勝	十勝	帯広厚生病院神経内科	
釧路	釧路	釧路労災病院神経内科	
	根室		

※1) : 出典 : 道保健福祉部ホームページ「最新の指定医一覧」(平成30年8月13日指定分)

※2)、3)、4) : 平成30年4月現在

難病対策の体系図



第4章 医療の安全確保とサービスの向上

第1節 医療安全対策

第1 現状

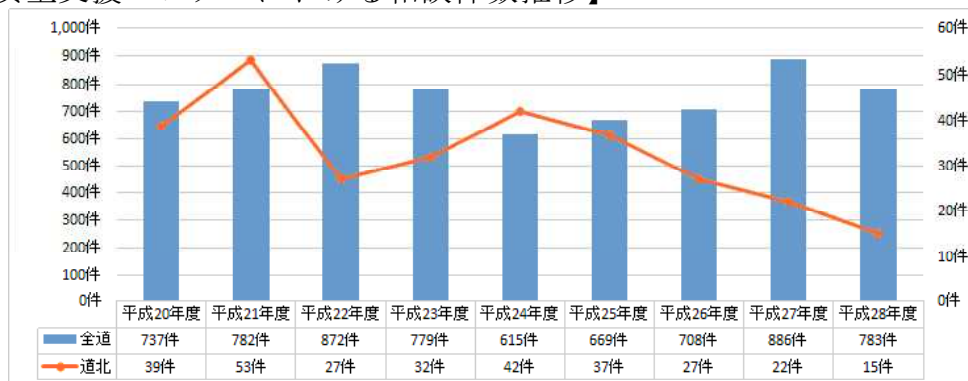
- 医療の高度化・専門化が進展する中で、道民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 各道立保健所が医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じ指導を行っています。
- 道民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から道立保健所等に医療安全支援センターを設置しています。
- 当圏域は、道北地方医療安全支援センターのサブセンターとして、富良野保健所で相談等に対応しています。

【医療安全支援センターの組織】

中央医療安全支援センター		
所管圏域	設置場所	
全道域	北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課内	
地方医療安全支援センター		
所管圏域 (第三次医療圏)	設置場所	
	地方センター	
		サブセンター
道南	渡島保健所内	江差保健所内、八雲保健所内
道央	岩見沢保健所内	江別保健所内、千歳保健所内、滝川保健所内 深川保健所内、倶知安保健所内、岩内保健所内
	苫小牧保健所内	室蘭保健所内、浦河保健所内、静内保健所内
道北	上川保健所内	名寄保健所内、富良野保健所内、留萌保健所内、稚内保健所内
オホーツク	北見保健所内	網走保健所内、紋別保健所内
十勝	帯広保健所内	
釧路・根室	釧路保健所内	根室保健所内、中標津保健所内

(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市は、それぞれの市立保健所等で対応。)

【医療安全支援センターにおける相談件数推移】



(件数には、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市分の相談等件数は含まれていない。)

【平成28年度 内容別相談件数】

(単位：件)

区分	医科				歯科				合計		
	相談		苦情		相談		苦情		全道	道北	
	全道	道北	全道	道北	全道	道北	全道	道北			
1. 医療行為・ 医療内容	1. 治療・看護等の内容や技術	92	1	56	1	15	1	9	1	172	4
	2. 上記1のうち医療過誤の疑い	36		16				1		53	
	3. 転院・退院	17		11						28	
	4. 医療関連法規等の関係	20		14		1		5		40	
	5. その他(医療行為・医療内容関係)	28	2	35		3		3		69	2
2. コミュニケ- ーションに関 すること	1. 説明等に関するもの	29		37	1	6				72	1
	2. 基本的なマナーに関するもの	7		20	2					27	2
	3. その他(コミュニケーション関係)	5	2	13	1	1				19	3
3. 医療機関等 の施設	1. 衛生環境	7		10				1		18	
	2. その他(医療機関等の施設関係)			6						6	
4. 医療情報等 の取扱	1. カルテ開示	8		1						9	
	2. セカンドオピニオン	1		1						2	
	3. 広告	4		2		1				7	
	4. 個人情報・プライバシー			5						5	
	5. 診断書等の文書関係	13		7		1				21	
	6. その他(医療情報等関係)	5	1	2						7	1
5. 医療機関等の紹介・案内	32		1		1				34		
6. 医療費(診療 報酬等)	1. 診療報酬等	20	1	6		2		3		31	1
	2. 自費診療関係	2		1				1		4	
	3. その他(医療費関係)	7		6		7		1		21	
7. 医療知識等 を問うもの	1. 健康や病気関係	5				1				6	
	2. 薬品関係	28		4						32	
	3. 制度関係(医療・介護・福祉)	4		1		1				6	
	4. その他(医療知識の質問関係)	5								5	
8. その他	47		37	1	3		2		89	1	
合計	422	7	292	6	43	1	26	1	783	15	

(道北は「道北医療安全支援センター」の略称で、値は再掲)

第2 課題

1 医療安全のための体制整備

医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上とともに、医療安全体制の整備を促進することが求められています。

2 医療に関する相談体制の整備

医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を充実することが求められています。

第3 施策の方向と主な施策

1 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組の推進

医療機関及び薬局において、以下の取組によって医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。

(1) 医療安全管理

- 医療安全管理のための指針の整備
- 医療安全管理のための委員会の開催(病院、有床診療所)
- 医療安全管理のための職員研修の実施
- 事故報告など改善のための取組の実施

(2) 院内感染対策

- 院内感染対策のための指針の整備
- 院内感染対策のための委員会の開催(病院、有床診療所)
- 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施
- 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施

(3) 医薬品の安全管理

- 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施
- 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

(4) 医療機器の安全管理

- 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

2 医療安全に関する研修会の開催

関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。

3 医療安全支援センターの設置運営

(1) 医療相談

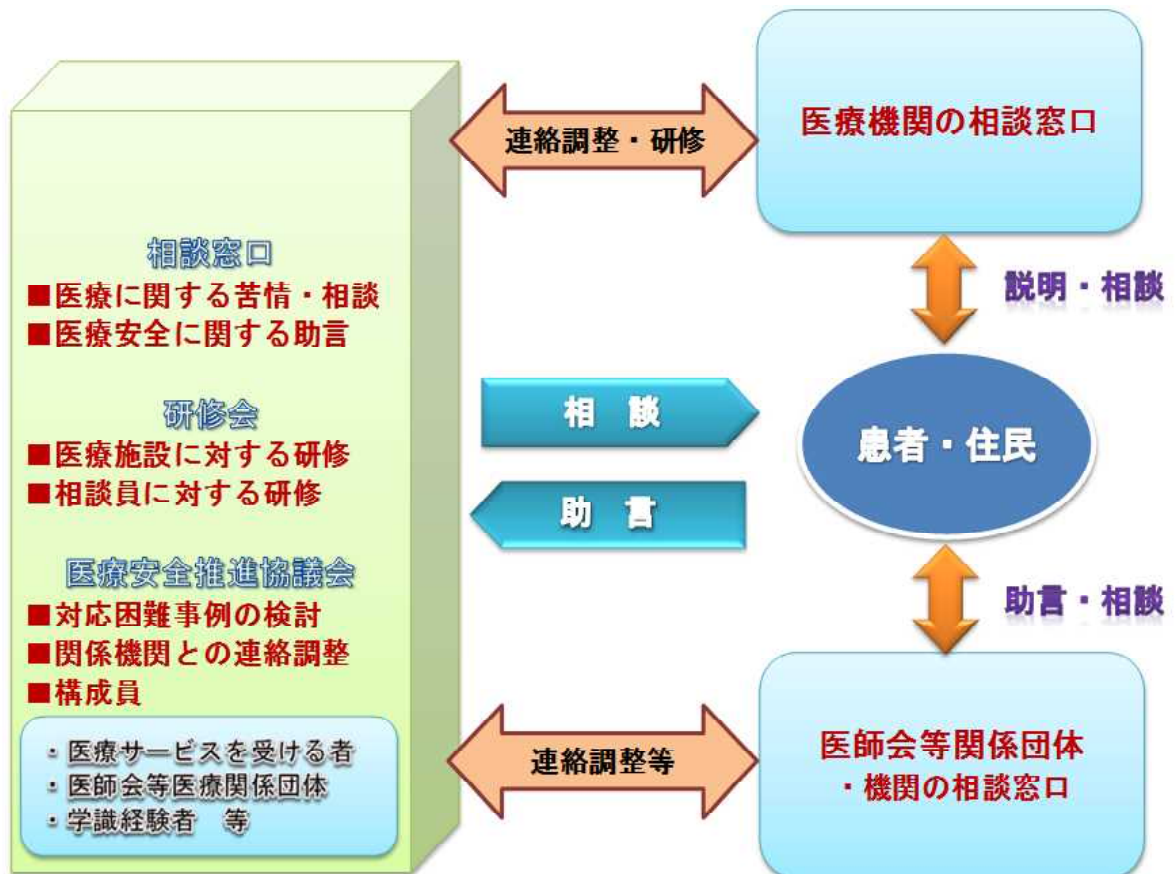
サブセンターである富良野保健所が、「中央医療安全支援センター」(道本庁)及び「道北地方医療安全支援センター」の地方センターである上川保健所と連携し、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。

(2) 医療安全推進協議会

道北地方医療安全支援センターに設置する「道北地方医療安全推進協議会」において、医療安全支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち重要なも

のや専門的な事例、対応困難事例などについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。

医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ



第5章 地域推進方針の進行管理等

1 目標達成のための推進体制と関係者の役割

- この方針は、住民・患者の視点に立ち、道などの行政機関、医療提供者、関係団体及び住民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、共に考え、共に行動するための基本的な指針として策定するものであり、本方針を着実に推進するために、各主体が本方針の基本理念の下、共通の目標達成のために連携して取り組むことが不可欠です。
- このため、役割を次のとおりとします。

(保健所)

- 医療提供者、関係機関・団体等と緊密な連携の下、本方針に沿って、地域保健医療の広域的・専門的・技術的な拠点として各種事業を推進します。
- 特に、5疾病・5事業及び在宅医療のほか、地域医療構想の実現に向けた取組を中心に本方針を推進します。

<「地域推進方針」に沿った主な取組>

- ◇ 医療提供者を始めとする関係者からなる「保健医療福祉圏域連携推進会議」「地域医療構想調整会議」の運営
- ◇ 地域推進方針（地域医療構想を含む。）の推進に向けた、医療連携体制の整備等に係る地域の医療情報の収集、整理、活用
- ◇ 目標等について、定期的に検証するなど、その達成に向けた取組
- ◇ 関係機関、団体と協力し、ICTを活用した地域医療ネットワークや遠隔医療システムの普及を促進
- ◇ 住民、患者の医療機関への適正受診等についての普及啓発
- ◇ その他の地域の実情に応じた取組 ほか

(保健医療福祉圏域連携推進会議)

地域の医療提供者及び関係団体、市町村、介護・福祉関係者等で組織し、生活習慣病などの発症予防に関する取組、急性期から回復期・慢性期を経て在宅医療に至るまでの切れ目のない医療連携体制の構築や介護・福祉との連携等について協議を行うとともに、本方針の進捗状況の検証などを行います。

(地域医療構想調整会議)

地域の医療機関（病院長等）、医療関係団体（富良野医師会等）、市町村（市町村長）等で組織し、「病床機能の分化及び連携の促進」など、地域医療構想の実現に向けた協議を行うとともに、進捗状況等の検証などを行います。

また、協議等の内容・結果については、保健医療福祉圏域連携推進会議と適宜共

有を図ります。

(医療提供者)

- 医療機関は、医療計画（地域医療構想を含む。）の推進を図るため、自らの医療機能や地域で果たすことができる役割を明確にし、他の医療機関との連携・役割分担を行うことなどにより、地域において適切な医療サービスを継続的に提供します。
- また、医師等の医療従事者は、自らの資質の向上に努め、それぞれの専門性を発揮しながら協力してチーム医療を推進していくことはもとより、地域において、医療連携体制の構築にも積極的に協力します。

(関係団体)

富良野医師会、旭川歯科医師会富良野班、北海道薬剤師会旭川支部富良野部会、北海道看護協会を始めとする上川支部関係団体は、医療提供者、行政など関係者と継続的に適切な医療サービスを提供する体制の整備に努めるとともに、住民に対し必要な情報提供や適切な受診等についての普及啓発を行います。

(道 民)

自らの健康の保持増進に努めるとともに、医療の利用者、費用負担者として、地域の医療体制を理解し、限りある医療資源を効率的に活用しながら、病状や状態に応じた適切な受診に努めます。

2 地域推進方針の進行管理

本推進方針を効果的かつ着実に推進するためには、各施策の進捗状況や数値等の目標の達成状況の評価を「富良野保健医療福祉圏域連携推進会議」において毎年度行い、評価結果に基づき必要があるときは、地域推進方針の見直し等を行います。

第6章

資 料 編

- 第1表 脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧
- 第2表 脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧
- 第3表 急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧
- 第4表 糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧
- 第5表 在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧
- 第6表 訪問看護ステーション一覧
- 第7表 圏域の医療機関一覧
- 第8表 圏域の歯科診療所一覧
- 第9表 圏域の介護老人保健施設一覧

第1表 脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧

[医療機関名公表基準]

次の①～③が24時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）

- ①血液検査及び画像（CT・MRI、超音波検査等）
- ②開頭手術（脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等）、外科的血行再建術、かつ脳血管内手術
- ③t-P Aによる血栓溶解療法

（平成29年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	
道南	南渡島	函館市	医療法人社団 函館脳神経外科病院	
			独立行政法人 国立病院機構 函館病院	
			市立函館病院	
			函館中央病院	
道南	南檜山	八雲町	八雲総合病院	
			北渡島檜山	
道央	札幌	札幌市中央区	市立札幌病院	
			社会医療法人 医仁会 中村記念病院	
			北海道公立大学法人 札幌医科大学附属病院	
			社会医療法人社団 カレスサッポロ 時計台記念病院	
		札幌市北区	北海道大学病院	
			医療法人社団 北匠会 札幌北脳神経外科	
		札幌市東区	医療法人 徳洲会 札幌東徳洲会病院	
			医療法人 札幌麻生脳神経外科病院	
			■コスモ脳神経外科	
		札幌市厚別区	社会医療法人 禎心会 札幌禎心会病院	
			医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院	
		札幌市豊平区	医療法人 柏葉脳神経外科病院	
			KKR札幌医療センター	
		札幌市南区	医療法人一仁会 南札幌脳神経外科	
			社会医療法人 医仁会 中村記念南病院	
		札幌市西区	医療法人明日佳 札幌宮の沢脳神経外科病院	
			独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター	
			社会医療法人孝仁会 北海道大野記念病院	
			医療法人社団 研仁会 北海道脳神経外科記念病院	
		札幌市手稲区	手稲溪仁会病院	
			医療法人 秀友会 札幌秀友会病院	
		江別市	医療法人 溪和会 江別病院	
			石狩市	医療法人財団 幸愷会 石狩幸愷会病院
				市立千歳市民病院
		千歳市	医療法人 北晨会 恵み野病院	
			恵庭市	医療法人 北晨会 恵み野病院
		小樽市		小樽市立病院
			医療法人社団 北匠会 小樽中央病院	
		南空知	岩見沢市	岩見沢市立総合病院
医療法人 萌佑会 岩見沢脳神経外科				
中空知	滝川市	医療法人 翔陽会 滝川脳神経外科病院		
		砂川市立病院		
北空知	深川市	深川市立病院		

(脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道 央	西 胆 振	室 蘭 市	市立室蘭総合病院
			大川原脳神経外科病院
	東 胆 振	苫 小 牧 市	■医療法人 王子総合病院
			医療法人社団 養生館 苫小牧日翔病院 苫小牧市立病院 ■医療法人社団 苫小牧東部脳神経外科
	日 高		
道 北	上 川 中 部	旭 川 市	旭川医科大学病院
			旭川赤十字病院
			旭川脳神経外科循環器内科病院
			大西病院
			医療法人社団 杏仁会 大雪病院
	医療法人 元生会 森山病院		
	上 川 北 部	名 寄 市	名寄市立総合病院
	富 良 野		
	留 萌	留 萌 市	社会医療法人 孝仁会 留萌セントラルクリニック
	宗 谷	稚 内 市	社会医療法人 禎心会 稚内禎心会病院
オホーツク	北 網	北 見 市	北見赤十字病院
			小林病院
			社会医療法人 明生会 道東脳神経外科病院
		網 走 市	社会医療法人 明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院
	遠 紋	遠 軽 町	J A北海道厚生連 遠軽厚生病院
十 勝	十 勝	帯 広 市	社会医療法人 北斗 北斗病院
			J A北海道厚生連 帯広厚生病院
釧路・根室	釧 路	釧 路 市	社会医療法人 孝仁会 釧路孝仁会記念病院
			市立釧路総合病院
		根 室	
6圏域	21圏域	24市町村	62施設

※ ■は、病院群輪番制によるため、対応可能日は確認が必要

第2表 脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧

[医療機関名公表基準]

次の①②の両方を満たす病院・診療所

- ①脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている
- ②脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能

(平成29年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	
道南	南渡島	函館市	医療法人社団 函館脳神経外科病院	
			医療法人 雄心会 函館新都市病院	
			医療法人 亀田病院	
			社会医療法人 高橋病院	
			社会医療法人 仁生会 西堀病院	
			函館渡辺病院	
			医療法人社団 善智寿会 飯田内科クリニックいしかわ共愛会病院	
			道南勤医協函館稜北病院	
			社会福祉法人 北海道社会事業協会 函館病院	
			特定医療法人 富田病院	
			函館市医師会病院	
			市立函館恵山病院	
			医療法人社団山樹会 平山医院	
			函館赤十字病院	
			松前町	松前町立松前病院
			木古内町	木古内町国民健康保険病院
		七飯町	社会福祉法人函館厚生院 ななえ新病院	
			医療法人社団 函館脳神経外科七飯クリニック	
		森町	医療法人 雄心会 新都市砂原病院	
			森町国民健康保険病院	
南檜山	北渡島檜山	江差町	北海道立江差病院	
		八雲町	八雲総合病院	
		せたな町	せたな町立国保病院	
		今金町	今金町国保病院	
道央	札幌	札幌市中央区	社会医療法人 医仁会 中村記念病院	
			社会医療法人社団 カレスサッポロ 時計台記念病院	
			医療法人 讃生会 宮の森記念病院	
			札幌西円山病院	
		札幌市北区	北海道大学病院	
		札幌市東区	社会医療法人社団 三草会 クラーク病院	
			社会医療法人 禎心会 札幌禎心会病院	
			勤医協中央病院	
			医療法人社団 豊生会 東苗穂病院	
			医療法人 札幌麻生脳神経外科病院	
			医療法人社団 英仁会 札幌苗病院	
		札幌市白石区	勤医協札幌病院	
		札幌市厚別区	医療法人社団 にれの杜クリニック	
			医療法人 中山会 新札幌パウロ病院	
			医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院	
			医療法人 潤和会 札幌ひばりが丘病院	
			医療法人 記念塔病院	

(脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	
道 央 札	札 幌	札幌市豊平区	社会医療法人康和会 札幌しらかば台病院	
			医療法人社団 北樹会病院	
			医療法人 柏葉脳神経外科病院	
			西岡病院	
		札幌市清田区	医療法人 札幌平岡病院	
			医療法人 尚仁会 真栄病院	
		札幌市南区	医療法人 愛全病院	
			社会医療法人 医仁会 中村記念南病院	
			定山溪病院	
			医療法人 一仁会 南札幌脳神経外科	
		札幌市西区	社会医療法人 孝仁会 札幌第一病院	
			医療法人明日佳 札幌宮の沢脳神経外科病院	
			医療法人社団 静和会 平和リハビリテーション病院	
			勤医協札幌西区病院	
			医療法人社団 静和会 静和記念病院	
			医療法人社団 研仁会 北海道脳神経外科記念病院	
		札幌市手稲区	医療法人 秀友会 札幌秀友会病院	
			医療法人社団 明生会 イムス札幌内科リハビリテーション病院	
			医療法人 札幌宮の沢病院	
			医療法人 札幌緑誠病院	
			手稲脳神経外科クリニック	
		江 別 市	医療法人 英生会 野幌病院	
			医療法人社団 藤花会 江別谷藤病院	
			医療法人 友愛会 友愛記念病院	
		千 歳 市	医療法人社団 豊友会 千歳豊友会病院	
			医療法人社団 いずみ会 北星病院	
		恵 庭 市	医療法人社団 恵庭南病院	
			恵庭第一病院	
			医療法人 北農会 恵み野病院	
		北 広 島 市	医療法人社団 翔仁会 輪厚三愛病院	
			医療法人社団 哲栄会 順天病院	
			北広島リハビリセンター診療部	
		石 狩 市	医療法人 喬成会 花川病院	
			医療法人社団 恵愛会 茨戸病院	
		後 志	小 樽 市	医療法人社団 島田脳神経外科
				医療法人 ひまわり会 札幌病院
				医療法人社団 北匠会 小樽中央病院
				医療法人 航和会 脳神経外科おたる港南クリニック
				医療法人社団 一視同仁会 札幌・すがた医院
				社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院
			俱 知 安 町	J A北海道厚生連 俱知安厚生病院
余 市 町	医療法人社団 倫仁会 小嶋内科			
	社会福祉法人 北海道社会事業協会余市病院			
寿 都 町	寿都町立寿都診療所			
岩 内 町	社会福祉法人 北海道社会事業協会岩内病院			
南 空 知	夕 張 市	夕張市立診療所		
		医療法人 北翔会 岩見沢北翔会病院		
	岩 見 沢 市	医療法人社団 明日佳 岩見沢明日佳病院		
美 唄 市	市立美唄病院			

(脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	
道 央	南 空 知	三 笠 市	市立三笠総合病院	
		長 沼 町	町立長沼病院	
		由 仁 町	国民健康保険由仁町立病院	
	中 空 知	芦 別 市	市立芦別病院	
		赤 平 市	あかびら市立病院	
		滝 川 市	医療法人 翔陽会 滝川脳神経外科病院	
			滝川市立病院	
			医療法人 圭仁会 佐藤病院	
		奈 井 江 町	奈井江町立国民健康保険病院	
	北 空 知	深 川 市	深川市立病院	
			医療法人 圭仁会 東ヶ丘病院	
			医療法人 アンリー・デュナン会 深川第一病院	
	西 胆 振	室 蘭 市	大川原脳神経外科病院	
			医療法人 室蘭太平洋病院	
			日鋼記念病院	
		登 別 市	医療法人 製鉄記念室蘭病院	
			医療法人 登別市 千寿会 三愛病院	
			独立行政法人 地域医療機能推進機構 登別病院	
	伊 達 市	社会医療法人 慈恵会 聖ヶ丘病院		
		総合病院 伊達赤十字病院		
		医療法人 社団 なかむら整形外科クリニック		
	洞 爺 湖 町	洞 爺 湖 町	医療法人 社団 洞仁会 洞爺温泉病院	
	東 胆 振	苦 小 牧 市	社会医療法人 平成醫塾 苦小牧東病院	
			医療法人 社団 養生館 青葉病院	
			医療法人 社団 養生館 苦小牧日翔病院	
			社会医療法人 延山会 苦小牧澄川病院	
			勤医協 苦小牧病院	
			光洋いきいきクリニック	
		む か わ 町	むかわ町国民健康保険 穂別診療所	
			むかわ町 鶴川厚生病院	
		日 高	新 ひ だ か 町	医療法人 静仁会 静仁会 静内病院
			新 冠 町	新冠町立国民健康保険診療所
	浦 河 町		総合病院 浦河赤十字病院	
道 北	上 川 中 部	旭 川 市	旭川医科大学病院	
			旭川脳神経外科循環器内科病院	
			大西病院	
			医療法人 社団 杏仁会 大雪病院	
			医療法人 元生会 森山メモリアル病院	
			独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター	
			旭川リハビリテーション病院	
			医療法人 社団 慶友会 吉田病院	
			医療法人 社団 旭豊会 旭川三愛病院	
			道北勤医協 一条通病院	
			豊岡中央病院	
			医療法人 社団 博彰会 佐野病院	
			医療法人 仁友会 北彩都病院	
			医療法人 フクダ 旭川メディハイルペインクリニック	
			医療法人 社団 恩和会 旭川高砂台病院	

(脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道北	上川中部	旭川市	旭川十条病院
			医療法人修彰会 沼崎病院
			医療法人社団創成 旭川南病院
			医療法人社団はらだ病院
		上川町	国民健康保険上川医療センター
		東川町	国民健康保険東川町立診療所
		美瑛町	美瑛町立病院
	上川北部	士別市	士別市立病院
		名寄市	医療法人社団 三愛会 名寄三愛病院
			医療法人 臨生会 吉田病院
	富良野	富良野市	医療法人社団 ふらの西病院
	留萌	留萌市	留萌市立病院
		羽幌町	北海道立羽幌病院
	宗谷	稚内市	社会医療法人 禎心会 稚内禎心会病院
利尻町		利尻島国保中央病院	
オホーツク	北見	北見市	医療法人社団高翔会 北星記念病院
			医療法人 ケイ・アイオホーツク海病院
			小林病院
			オホーツク勤医協北見病院
			北見北斗病院
			社会医療法人明生会 道東脳神経外科病院
		置戸町	置戸赤十字病院
		網走	社会医療法人 明生会
			網走脳神経外科・リハビリテーション病院
		斜里町	斜里町国民健康保険病院
	小清水町	小清水赤十字病院	
	大空町	医療法人社団 双心会 女満別中央病院	
	遠紋	遠軽町	J A北海道厚生連 遠軽厚生病院
J A北海道厚生連 丸瀬布厚生病院			
網走市		社会医療法人 博愛会 開西病院	
十勝	帯広市	医療法人社団 刀圭会 協立病院	
		社会医療法人北斗 十勝リハビリテーションセンター	
		公益財団法人 北海道医療団 帯広西病院	
		社会福祉法人 北海道社会事業協会 帯広病院	
		更別村	更別村国民健康保険診療所
	芽室町	公立芽室病院	
	足寄町	足寄町国民健康保険病院	
釧路・根室	釧路	社会医療法人 孝仁会 星が浦病院	
		市立釧路総合病院	
		独立行政法人 労働者健康安全機構 釧路労災病院	
		標茶町	標茶町立病院
	弟子屈町	J A北海道厚生連 摩周厚生病院	
	根室	根室市	市立根室病院
		別海町	町立別海病院
中標津町		医療法人 樹恵会 石田病院	
6圏域	23圏域	68市町村	184施設

第3表 急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧

[医療機関名公表基準]

次の①～③が24時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）、かつ、④または⑤を満たす病院・診療所

①放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等）
 ②臨床検査（血清マーカー等） ①脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている
 ③経皮的冠動脈形成術の治療
 ④冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能
 ⑤冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能

(平成29年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道南	南渡島	函館市	市立函館病院
			函館中央病院
			▲独立行政法人 国立病院機構 函館病院
			▲函館五稜郭病院
道南	北渡島	八雲町	八雲総合病院
			せたな町
			▲せたな町立国保病院
道央	札幌	札幌市中央区	札幌中央病院
			市立札幌病院
			社会医療法人 北海道循環器病院
			社会医療法人社団 カレスサッポロ 時計台記念病院
			J R札幌病院
			J A北海道厚生連 札幌厚生病院
			北海道公立大学法人 札幌医科大学附属病院
			N T T東日本札幌病院
			▲国家公務員共済組合連合会 斗南病院
			札幌循環器病院
		札幌市北区	北海道大学病院
			医療法人社団 延山会 北成病院
		札幌市東区	医療法人 徳洲会 札幌東徳洲会病院
			勤医協中央病院
			社会医療法人 禎心会 札幌禎心会病院
			天使病院
			▲社会医療法人社団 愛心館 愛心メモリアル病院
			▲北光記念病院
		札幌市厚別区	医療法人札幌ハートセンター 札幌心臓血管クリニック
			新札幌循環器病院
		札幌市豊平区	K K R札幌医療センター
		札幌市南区	医療法人 大地 小笠原クリニック札幌病院
		札幌市西区	社会医療法人 孝仁会 北海道大野記念病院
			独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター
		札幌市手稲区	手稲溪仁会病院
		江別市	医療法人 溪和会 江別病院
▲江別市立病			
千歳市	市立千歳市民病院		

(急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	
道央	札幌	恵庭市	医療法人 北晨会 恵み野病院	
		小樽市	医療法人社団 北匠会 小樽中央病院 小樽市立病院 社会福祉法人 北海道社会事業協会小樽病院	
		岩見沢市	岩見沢市立総合病院 独立行政法人 労働者健康安全機構 北海道中央労災病院	
	南空知	滝川市	滝川市立病院	
		砂川市	砂川市立病院	
	西胆振	室蘭市	社会医療法人 製鉄記念室蘭病院	
		苫小牧市	▲苫小牧市立病院 ▲医療法人 王子総合病院	
	日高	新ひだか町	新ひだか町立静内病院	
	道北	上川中部	旭川市	旭川医科大学病院 旭川赤十字病院 市立旭川病院 J A北海道厚生連 旭川厚生病院 医療法人社団 幾見会 木原循環器科内科医院
			名寄市	名寄市立総合病院
北見市			北見赤十字病院 小林病院 ▲医療法人社団高翔会 北星記念病院	
			網走市	J A北海道厚生連 網走厚生病院
遠紋		遠軽町	J A北海道厚生連 遠軽厚生病院	
十勝	十勝	帯広市	社会医療法人 北斗 北斗病院 J A北海道厚生連 帯広厚生病院 ▲社会福祉法人 北海道社会事業協会 帯広病院 独立行政法人 国立病院機構 帯広病院	
		音更町	医療法人徳洲会 帯広徳洲会病院	
		釧路・根室	釧路市	市立釧路総合病院 社会医療法人 孝仁会 釧路孝仁会記念病院 医療法人社団 三慈会 釧路三慈会病院
			根室市	市立根室病院
	6圏域	16圏域	23市町村	67施設

※ ▲病院群輪番制によるため、対応可能日は確認が必要

第4表 糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧（上川中部・富良野圏域のみ掲載）

〔医療機関名公表基準〕

北海道医療機能情報公表制度に基づく、医療機能情報の報告内容から、次の①から③の項目のいずれかに該当する医療機関 ①インスリン療法を行うことができること ②糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができること ③糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること
--

（平成30年2月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	該当項目		
				①	②	③
道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 清水内科医院	○	○	○
			J A北海道厚生連 旭川厚生病院	○	○	○
			医療法人社団 はらだ病院	○	○	○
			坪倉循環器科内科クリニック	○	○	○
			医療法人社団 啓昌会 おおしま内科	○	○	○
			医療法人社団 慶友会 吉田病院	○	○	○
			医療法人 丸谷会 丸谷病院	○	○	
			医療法人 中島病院	○	○	○
			医療法人社団 四条はらだ医院	○		
			医療法人社団 旭川循環器科内科クリニック	○	○	○
			医療法人 修彰会 沼崎病院	○	○	○
			医療法人 元生会 森山病院	○	○	○
			医療法人社団 みどりの里リバータウンクリニック			○
			医療法人 清陵会 藤井病院	○	○	○
			若山クリニック	○	○	
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	○	○	○
			医療法人社団 今本内科医院	○	○	○
			医療法人社団 都丸内科クリニック	○	○	
			医療法人社団 博愛内科クリニック	○	○	○
			独立行政法人 国立病院機構 旭川医療センター	○	○	○
			医療法人 仁友会 北彩都病院	○		○
			サクラ咲くクリニック		○	
			医療法人社団 にしきまち通りクリニック	○	○	○
			市立旭川病院	○	○	○
			医療法人社団 恩和会 旭川高砂台病院	○	○	○
			医療法人社団 とびさわ呼吸器科・内科	○	○	
			医療法人社団 おおき内科クリニック	○	○	○
			旭川赤十字病院	○	○	○
			医療法人 健康会 くにもと病院	○		
			医療法人社団 恒伸会 しんとみ内科クリニッ	○	○	○
			道北勤医協 旭川医院	○	○	○
			医療法人社団創成 旭川南病院	○	○	○
			村上内科小児科医院	○	○	○
医療法人社団 萌生会 サンビレッジクリニック	○	○	○			
道北勤医協 旭川北医院	○	○	○			
寺澤内科・胃腸科クリニック	○	○	○			

(糖尿病の医療機能を担う医療機関一覧)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	該当項目		
				①	②	③
道北	上川中部	旭川市	医療法人社団 慈成会 東旭川病院	○	○	○
			医療法人 元生会 愛生病院		○	
			医療法人社団 石川内科	○	○	○
			おうみや内科クリニック	○	○	○
			東光クリニック	○	○	
			道北勤医協 一条クリニック	○	○	○
			医療法人社団 ふくい内科小児科医院	○		
			医療法人社団 及川医院	○	○	○
			道北勤医協一条通病院	○	○	○
			医療法人社団 さかじり内科医院	○	○	○
			豊岡中央病院	○	○	○
			医療法人社団 はやし内科胃腸科小児科医院	○	○	○
			医療法人社団 真佑会 旭川消化器肛門クリニック	○	○	○
			医療法人社団 池田内科医院	○	○	○
			医療法人 フクダ 旭川メディハイルペインクリニック	○	○	○
			医療法人社団博彰会 佐野病院	○	○	○
			医療法人 松本呼吸器・内科クリニック	○	○	○
			旭川医科大学病院	○	○	○
			医療法人社団 緑が丘クリニック	○	○	
			小倉内科医院	○		
			医療法人回生会 大西病院	○	○	
	医療法人社団 淳彩会 永山循環器科クリニック	○	○	○		
	ひしやま外科皮膚科クリニック			○		
	まつい内科クリニック	○	○	○		
	富良野	富良野市	医療法人社団 ふらの西病院	○	○	○
			医療法人社団 内海内科クリニック	○	○	○
			ふらの消化器・内科クリニック	○	○	○
		上富良野町	渋江医院	○		○
		中富良野町	国民健康保険中富良野町立病院	○	○	○
		南富良野町	南富良野町立幾寅診療所	○	○	○
			けん三のこば館クリニック	○	○	○
		占冠村	村立占冠診療所	○	○	○
	村立トママ診療所		○	○	○	

第5表 在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧

(上川中部・富良野圏域のみ掲載)

[医療機関名公表基準]

診療報酬上の在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所

(平成30年6月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	管轄保健所	病 院	診 療 所	
道 北	上川中部	旭 川 市	道北勤医協一条通病院※②	医療法人恵心会 北星ファミリークリニック※①	医療法人社団 今本内科医院※②
			医療法人 修彰会 沼崎病院	医療法人社団 萌生会 サビレッジクリニック※②	医療法人社団 みどりの里 リハビリテーションクリニック※②
			医療法人社団 旭豊会 旭川三愛病院	道北勤医協 旭川北医院※②	医療法人社団 にしきまり通りクリニック※②
			医療法人社団 功和会 佐久間病院	医療法人 旭川神経内科クリニック※②	村上内科小児科医院※②
			医療法人健康会 くにもと病院	医療法人社団 博愛内科クリニック	医療法人社団 さとう整形外科胃腸科医院
				道北勤医協 旭川医院	医療法人社団 東旭川宏生会 林医院
				医療法人社団 真佑会 旭川消化器肛門クリニック	おうみや内科クリニック
				フクダクリニック	医療法人仁友会 豊岡内科整形外科クリニック
				医療法人社団 たちなばクリニック	医療法人 松本呼吸器・内科クリニック
				道北勤医協ながやま医院	医療法人社団 及川医院
				医療法人社団 四条はらだ医院	医療法人 恒伸会 しんとみ内科クリニック
				サクラ咲くクリニック	医療法人社団元気会 忠和クリニック
				医療法人社団 淳彩会 永山循環器科クリニック	村上内科小児科医院
	医療法人社団都丸内科クリニック	永山内科・呼吸器内科クリニック			
	富良野	富良野	医療法人社団 ふらの西病院	医療法人社団 かわむら整形外科医院	

※①：機能強化型(単独)、※②機能強化型(複数連携)

- ・機能強化型在宅療養診療所～「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成28年3月4日保医発0304第2号厚生労働省保険局医療課長通知)(以下、「通知」という。)別添1の「第9」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援診療所をいう。
- ・機能強化型在宅療養支援病院～通知別添1の「第14の2」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援病院をいう。

第6表 訪問看護ステーション一覧

(上川中部・富良野圏域のみ掲載)

[事業所名公表基準]

訪問看護指定事業所（保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。）

(平成29年10月1日現在)

第三次 医療圏	第二次 医療圏	管 轄 保健所	事 業 所 名		
道 北	上川中部	旭 川 市	旭川赤十字訪問看護ステーション	訪問看護ステーションクローバー	
			旭川厚生訪問看護ステーション	訪問看護ステーションカトレア	
			一般社団法人北海道総合在宅ケア事業 団 旭川地域訪問看護ステーション	すえひろ訪問看護ステーション	
			訪問看護ステーションアポロ	訪問看護ステーション翼	
			訪問看護ステーション 東光ぬくもり ポート	大西病院訪問看護ステーション	
			訪問看護ステーション北彩都	森山メモリアル訪問看護ステーション	
			訪問看護ステーション こぼやしさん ち	有限会社 訪問看護ステーションモモ ち	
			訪問看護ステーションめぐみ	訪問看護ステーション はこぶね	
			訪問看護ステーション みのり	医療法人フクダ 訪問看護ステーショ ンフクダ	
			訪問看護ステーション 静療	ジャパンケア旭川中央	
			訪問看護ステーション ちどり	訪問看護ステーション たんぼぼ	
			旭川訪問看護ほーぷ	はんどりハピリ訪問看護ステーション	
			訪問看護ステーションむらかみさん	株式会社健康会 あけぼの訪問看護ス テーション	
			株式会社健康会 訪問看護ステーショ ン忠和	訪問看護ステーション養刻館	
			訪問看護ステーショングー	訪問看護ステーション むつみ	
			訪問看護ステーション けあぷらす	市立旭川病院	
			はらだ病院訪問看護事業所		
	富 良 野	富 良 野	富 良 野	かわむら整形外科医院	ふらの訪問看護ステーション青いとり
				一般社団法人北海道総合在宅ケア事業 団富良野地域訪問看護ステーション	老健ふらの訪問看護ステーション
				社会福祉法人 北海道社会事業協会富 良野病院	一般社団法人北海道総合在宅ケア事業 団上富良野訪問看護ステーション

第7表 圏域の医療機関一覧

(平成30年6月1日現在)

病院名称	郵便番号	所在地	許可病床数(使用許可ベース)						標ぼう診療科目
			総数	一般	療養	精神	結核	感染	
社会福祉法人北海道社会事業協会 富良野病院	076-8765	富良野市住吉町1番30号	255	195	56			4	内・小・外・心臓血管外科・整形・皮・泌尿器・産婦・眼・耳・リハビリテーション・麻酔・呼吸器内科・循環器内科・消化器内科・神経内科
北の峰病院	076-0016	富良野市2062番地	170			170			精・神
医療法人社団ふらの西病院	076-0038	富良野市桂木町2番77号	142	58	84				内・小・外・整形・麻酔・脳・眼・リハビリテーション
上富良野町立病院	071-0561	空知郡上富良野町大町3丁目2番15号	44	44					内・外・泌・眼・循環器内科
国民健康保険中富良野町立病院	071-0761	空知郡中富良野町西町3番25号	35	35					内・小
計		5	646	332	140	170	0	4	

診療所(有床)名称	郵便番号	所在地	病床数設置許可(届出)			ベース 療養	標ぼう診療科目
			総数	一般	療養		
医療法人社団かわむら整形外科医院	076-0011	富良野市末広町6番20号	19		19	0	整形、リハビリテーション、リウマチ
陸上自衛隊上富良野駐屯地医務室	071-0562	空知郡上富良野町南町4丁目	10		10	0	内、外、整形、歯、歯外
計		2	29		29	0	

診療所(無床)名称	郵便番号	所在地	病床数設置許可(届出)			ベース 療養	標ぼう診療科目
			総数	一般	療養		
北海道富良野保健所	076-0011	富良野市末広町2番10号					内
富良野市保健センター	076-0018	富良野市弥生町1番3号					内、小、婦、歯
医療法人社団いんやく小児科クリニック	076-0018	富良野市弥生町6番30号					小、アレルギー
医療法人社団内海内科クリニック	076-0018	富良野市弥生町6番31号					内
医療法人社団はやし耳鼻咽喉科クリニック	076-0056	富良野市瑞穂町1番1号					耳、アレルギー
医療法人社団かとう整形外科クリニック	076-0031	富良野市本町6番8号					整形、リハビリテーション
山部診療所	079-1563	富良野市山部東町7番34号					内
特別養護老人ホーム北の峯ハイツ医務室	076-0016	富良野市中御料地1番1号					内、歯
渡部医院	076-0031	富良野市本町1番10号					内、小
ふらの消化器・内科クリニック	076-0024	富良野市幸町9番12号					内、消内
ふらの皮フ科	076-0057	富良野市住吉町3番33号					皮
上富良野町ラベンダーハイツ特別養護老人ホーム	071-0501	空知郡上富良野町字上富良野西1線北24号					内
医療法人 小野沢整形外科	071-0562	空知郡上富良野町南町2丁目1054番地301					整、リハビリテーション、リウリウマチ
渋江医院	071-0544	空知郡上富良野町栄町2丁目2番5号					内、小、呼吸器内科、循環器内科、アレルギー
中富良野町特別養護老人ホームこぶし苑	071-0726	空知郡中富良野町東町3番8号					内
中富良野町特別養護老人ホームこぶし苑第2医務室	071-0726	空知郡中富良野町東町3番8号					内
南富良野町立落合診療所	079-2551	空知郡南富良野町字落合283番地					内、小
南富良野町立金山診療所	079-2131	空知郡南富良野町字金山430番地1					内、小
南富良野町立幾寅診療所	079-2401	空知郡南富良野町字幾寅617番地2					内、小
特別養護老人ホーム ふくしあ医務室	079-2131	空知郡南富良野町字金山586番地4					内
特別養護老人ホーム一味園 医務室	079-2403	空知郡南富良野町字幾寅528番地1					内
けん三のこば館クリニック	079-2401	空知郡南富良野町字幾寅617番地22					内、小、心療内科
村立トマム診療所	079-2205	勇払郡占冠村字上トマム2416番地					内、小
村立占冠診療所	079-2200	勇払郡占冠村字中央					内、小
計		24					

第8表 圏域の歯科診療所一覧

(平成30年6月1日現在)

歯科診療所名称	郵便番号	所在地	標ぼう診療科目
医療法人高橋歯科医院	076-0025	富良野市日の出町3番2号	歯
藤堂デンタルオフィス	076-0026	富良野市朝日町1番11号	歯、小歯、歯外、矯歯
とがし歯科医院	076-0028	富良野市錦町6番18号	歯、小歯、歯外
高畑歯科医院	076-0023	富良野市栄町10番10号	歯
宮田歯科医院	076-0031	富良野市本町6番25号	歯
ごうだ歯科医院	076-0022	富良野市若葉町7番1号	歯
ふらの小児歯科矯正歯科	076-0025	富良野市日の出町8番10号	歯、小歯、矯歯
くりの歯科クリニック	076-0056	富良野市瑞穂町3番37号	歯、小歯
山部歯科クリニック	079-1582	富良野市宇山部東20線13番地	歯
水口歯科医院	076-0025	富良野市日の出町9番3号	歯
ふらの駅前歯科クリニック	076-0025	富良野市日の出町4番23号	歯
本通り歯科医院	076-0031	富良野市本町8番28号	歯
医療法人社団 道修会 森歯科診療所	076-0022	富良野市若葉町13番1号生活協同組合コープさっぽろ富良野店2F	歯、小歯、矯歯
医療法人山崎歯科 山崎歯科医院	071-0542	空知郡上富良野町錦町3丁目4番20号	歯
医療法人社団紫岳会こだま歯科医院	071-0552	空知郡上富良野町宮町4丁目1番24号	歯、小歯
大倉歯科	071-0544	空知郡上富良野町栄町1丁目2番6号	歯
大町歯科クリニック	071-0561	空知郡上富良野町大町4丁目966番43	歯
矢花歯科クリニック	071-0561	空知郡上富良野町大町2丁目2番10号	歯、小歯、歯外
園田歯科医院	071-0541	空知郡上富良野町富町1丁目1番56号	歯、小歯
医療法人社団紫岳会なかふこだま歯科クリニック	071-0751	空知郡中富良野町北町5番6号	歯、小歯
中富良野歯科診療所	071-0754	空知郡中富良野町新町5番4号	歯
南富良野町立歯科診療所	079-2400	空知郡南富良野町字幾寅914番地	歯
占冠村トナム歯科診療所	079-2200	勇払郡占冠村字トナム829-21	歯、小歯
占冠村歯科診療所	079-2200	勇払郡占冠村字シムカブ原野57番5	歯、小歯
占冠きむら歯科	079-2201	勇払郡占冠村字中央	歯
計		25	

第9表 圏域の介護老人保健施設一覧

(平成30年6月1日現在)

介護老人保健施設名称	郵便番号	所在地	入所者等
社会福祉法人北海道社会事業協会介護老人保健施設ふらの	076-0011	富良野市住吉町1番25号	入所定員 100名、通所定員 30名
介護老人保健施設 けんこう・ふらの	076-0011	富良野市末広町6番17号	入所定員 29名
介護療養老人保健施設 上富良野	071-0501	空知郡上富良野町大町3丁目2番15号	入所定員 28名
計		3	